

第3章 環境影響評価項目の選定等

第3章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画の内容を考慮して、事業の実施により環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		高層建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		施設関連車両の走行
		人口の増加
	歩行者の往来	

2 環境影響評価項目の選定

本事業の計画内容から想定される計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮したうえで、抽出した環境影響要因ごとに地域環境管理計画に掲げられている環境影響評価項目の中から選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は、表 3-2 に示すとおりである。

環境影響評価項目等の選定理由を、表 3-3 (1) ~ (6) に示す。

表 3-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響評価項目		環境影響要因			工事中			供用時				
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用					
					緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用	冷暖房施設等の設置	施設関連車両の走行	人口の増加	歩行者の往来	
地球環境	温室効果ガス							○				
大気	大気質	○	○							○		
	悪臭											
	上記以外の大気環境要素											
水	水質											
	水温											
	底質											
地盤	地下水位											
	地盤沈下											
	変状											
土壌汚染	土壌汚染			○								
騒音・振動・低周波音	騒音	○	○						○	○		
	振動	○	○							○		
	低周波音											
廃棄物等	一般廃棄物							○			○	
	産業廃棄物			○				○				
	建設発生土			○								
水象	水量・流量・流出量											
	湧水											
	潮流											
	上記以外の水環境要素											
生物	植物											
	動物											
	生態系											
緑	緑の質					○						
	緑の量					○						
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場											
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産											
景観	景観、圧迫感							○				
構造物の影響	日照障害							○				
	テレビ受信障害							○				
	風害							○				
コミュニティ施設	コミュニティ施設									○		
地域交通	交通安全、交通混雑		○							○		○
	地域分断											
地形・地質	土砂流出											
	崩壊											
	斜面安定											
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等											

表 3-3 (1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由																																				
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、電力及び都市ガス等の使用がある。	【供用時】 供用時には、電気及び都市ガスの使用により温室効果ガスが発生することから、環境影響評価項目（以下、「評価項目」という。）として選定する。																																				
	大気質	○	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車と考えられる。</p> <p>計画地周辺の一般局（川崎測定局及び幸測定局）及び自排局（市役所前測定局、富士見公園測定局及び遠藤町測定局）における令和 6 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、下表に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。</p> <p>【二酸化窒素 (NO₂)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間 98%値</th> <th>環境基準との適合*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎</td> <td>0.035ppm</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>0.030ppm</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市役所前</td> <td>(0.023ppm)</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>富士見公園</td> <td>0.035ppm</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遠藤町</td> <td>0.039ppm</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※○：環境基準達成、×：環境基準未達成 －：有効測定時間未満のため環境基準評価を行わない</p> <p>【浮遊粒子状物質 (SPM)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定局</th> <th>日平均値の年間 2%除外値</th> <th>環境基準との適合*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎</td> <td>0.038mg/m³</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>0.035mg/m³</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市役所前</td> <td>(0.046mg/m³)</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>富士見公園</td> <td>0.044mg/m³</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遠藤町</td> <td>0.036mg/m³</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※○：環境基準達成、×：環境基準未達成 －：有効測定時間未満のため環境基準評価を行わない</p>	測定局	日平均値の年間 98%値	環境基準との適合*	川崎	0.035ppm	○	幸	0.030ppm	○	市役所前	(0.023ppm)	－	富士見公園	0.035ppm	○	遠藤町	0.039ppm	○	測定局	日平均値の年間 2%除外値	環境基準との適合*	川崎	0.038mg/m ³	○	幸	0.035mg/m ³	○	市役所前	(0.046mg/m ³)	－	富士見公園	0.044mg/m ³	○	遠藤町	0.036mg/m ³	○	<p>【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【工事中】 工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>なお、冷暖房施設等については未定のため、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める排煙に係る指定施設を設置する場合には、評価項目として選定する。</p> <p>また、本事業の駐車場台数は約 320 台を計画しており、選定の目安となる 1,000 台に満たないことから、駐車場の利用による大気質への影響は、評価項目として選定しない。</p>
	測定局	日平均値の年間 98%値	環境基準との適合*																																					
川崎	0.035ppm	○																																						
幸	0.030ppm	○																																						
市役所前	(0.023ppm)	－																																						
富士見公園	0.035ppm	○																																						
遠藤町	0.039ppm	○																																						
測定局	日平均値の年間 2%除外値	環境基準との適合*																																						
川崎	0.038mg/m ³	○																																						
幸	0.035mg/m ³	○																																						
市役所前	(0.046mg/m ³)	－																																						
富士見公園	0.044mg/m ³	○																																						
遠藤町	0.036mg/m ³	○																																						
大気	悪臭	－	計画地及びその周辺には、著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。	<p>【工事中】 防水工事等においては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努めることから、評価項目として選定しない。</p> <p>【供用時】 本事業は、共同住宅、商業施設等の建設を行うものであり、著しい悪臭を発生させる要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>																																				
	上記以外の大気環境要素	－	計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす施設等は存在しない。	【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時において、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。																																				

表 3-3 (2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水	水質	－	<p>計画地周辺の公共用水域としては、計画地北側約 60m を流れる多摩川があり、計画地東北東側約 700m の六郷橋において水質測定が行われている。</p> <p>六郷橋では生物化学的酸素要求量 (BOD) の測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は環境基準を満足している。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中の雨水排水等は、仮設沈砂槽等を設置し、土砂を沈殿させたうえで、既設の公共下水道に放流する計画である。</p> <p>供用時の計画建築物からの排水は、既設または新設の公共下水道に放流する計画である。</p> <p>したがって、公共用水域または地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	水温	－	<p>計画地の雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、工事中及び供用時において、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	底質	－	<p>計画地の雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、工事中及び供用時において、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
地盤	地下水位	－	<p>計画地北東側約 330m の六郷ポンプ場 (川崎区本町 2-4) で地下水位が測定されており、令和 5 年度の年平均水位 (地表から) -1.55m である。なお、計画地及びその周辺に湧水、井戸等はない。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>工事中には、過剰な揚水は行わず、遮水性の高い土留壁を構築する等により、地下水の流動を阻害させないことから、地下水位の低下及びそれに伴う地盤沈下が生じるおそれはない。</p> <p>また、供用時には地下水の汲み上げは行わない計画である。</p>
	地盤沈下	－	<p>計画地及びその周辺地域における水準点での過去 5 年間 (令和 2 年度～令和 6 年度) の地盤変動量 (幸町小学校 (幸区中幸町 2-17) の令和 4 年度除く) の状況は -9.4～+5.2mm であり、監視の目安となる年間の沈下量 20mm 以内に収まっている。</p>	<p>したがって、地盤 (地下水位、地盤沈下、変状) に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	変状	－		
土壌汚染	土壌汚染	○	<p>計画地は、昭和 55 年 (1980 年) 頃まで、明治製糖 KK 川崎事業所・倉庫営業所・研究所等が立地していた。これらの設置された施設は、下水道法に基づく特定施設 (科学技術に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設並びに砂糖製造業の用に供するろ過施設及び精製施設) として利用され、有害物質の使用が確認されている。その後は川崎東芝ビルが建設され、事務所ビルとして利用されている。</p> <p>したがって、計画地の過去の土地利用の履歴から土壌汚染の可能性が考えられる。</p>	<p>【工事中】</p> <p>過去の土地利用から計画地に土壌汚染の可能性が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】</p> <p>本事業は、共同住宅、商業施設等の建設を行うものであり、土壌汚染の要因となるような施設はないことから、評価項目として選定しない。</p>

表 3-3 (3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車及び京浜急行線・JR線を走行する電車が考えられる。</p> <p>計画地周辺では、平成28年度に国道1号及び国道15号、平成29年度と平成30年度に国道1号、令和元年度に国道1号、国道409号及び川崎府中線、令和2年度に川崎府中線及び川崎町田線、令和3年度に国道1号及び国道15号、令和4年度と令和5年度に国道1号で道路交通騒音の調査が行われており、平成28年度及び平成30年度の国道1号の夜間、平成28年度の国道15号、平成29年度の国道1号、令和元年度の国道1号及び国道409号、令和3年度の国道15号の昼間及び夜間で環境基準を超過しているが、その他は環境基準に適合している。</p> <p>計画地の位置する幸区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定工場等数は、それぞれ川崎市の11.9%、11.1%を占めており、特定施設設置届出数は、それぞれ川崎市の20.1%、12.4%を占めている。</p>	<p>【工事中】 工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域への騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時には、冷暖房施設の設置及び施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域への騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>なお、本事業の駐車場台数は約320台を計画しており、選定の目安となる1,000台に満たないことから、駐車場の利用による騒音については評価項目として選定しない。</p>
	振動	○	<p>計画地及びその周辺地域に、著しい低周波音の発生源は存在しない。</p>	<p>【工事中】 工事中には、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域への振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺地域への振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。</p> <p>なお、冷暖房施設は建築物屋上部など振動が直接伝搬しない場所に設置すること、本事業の駐車場台数は約320台を計画しており、選定の目安となる1,000台に満たないことから、冷暖房施設等の設置及び駐車場の利用による振動については評価項目として選定しない。</p>
	低周波音	－	<p>計画地及びその周辺地域に、著しい低周波音の発生源は存在しない。</p>	<p>【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時において、著しい低周波音を発生させる要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥等）及び産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等）の発生がある。</p>	<p>【供用時】 供用時において、共同住宅、商業施設等から一般廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。</p>
	産業廃棄物	○	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、建設発生土の発生はない。</p>	<p>【工事中】 工事に伴い建設廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。</p> <p>【供用時】 供用時において、商業施設等の事業活動に伴い、産業廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。</p>
	建設発生土	○	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、建設発生土の発生はない。</p>	<p>【工事中】 工事に伴い建設発生土が発生するため、評価項目として選定する。</p>

表 3-3 (4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
水象	水量・流量・流出量	－	計画地の雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 工事中の雨水排水等は、仮設沈砂槽等を設置し、土砂を沈殿させたいうで、既設の公共下水道に放流する計画である。 また、供用時の計画建築物からの排水は、既設または新設の公共下水道に放流する計画である。 したがって、水象（水量・流量・流出量）に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
	湧水	－	計画地及びその周辺地域に湧水は存在しない。	【工事中及び供用時】 工事中には過剰な揚水は行わず、供用時にも地下水の汲み上げは行わない計画であることから、評価項目として選定しない。
	潮流	－	計画地及びその周辺地域に海域は存在しない。	【工事中及び供用時】 計画地及びその周辺地域に海域はないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	－	計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されており、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす施設等は存在しない。	【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時において、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
生物	植物	－	計画地には、植栽樹木がみられる程度であり、動物の主要な生息環境にはなっておらず、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー多摩川植生調査」、「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー生き物マップ」によると、北側の多摩川で河川敷に植生（ハマダイコン等）や、哺乳類（キツネ）や鳥類（カルガモ等）、昆虫類（コクワガタ）が確認されている。計画地周辺では哺乳類（タヌキ）が確認されている。	【工事中及び供用時】 計画地においては、自然植生や注目される植物・動物の生育・生息環境はみられないことから、評価項目として選定しない。
	動物	－		
	生態系	－		
緑	緑の質	○	計画地には、植栽樹木がみられる程度であり、動物の主要な生息環境にはなっておらず、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。また、計画地周辺では、北側の多摩川で河川敷に植生がみられる。なお、植栽土壌については、全量客土とする。	【供用時】 供用時には、計画建築物外周等の緑化により緑の回復育成を行う計画であるため、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	－	計画地には、人と自然とのふれあい活動の場は存在していない。 計画地周辺には、計画地北側約 60m に多摩川が存在する。	【工事中】 工事中において、計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場の利用の制限や、現状の当該ふれあい活動の場までの経路の改変、変更、分断はしないことから、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時において、河川デッキを整備することにより新たな経路が形成されるが、現状の当該ふれあい活動の場までの経路の改変、変更、分断はしないことから、評価項目として選定しない。

表 3-3 (5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	－	計画地には、指定・登録文化財は存在しない。 計画地周辺には埋蔵文化財包蔵地の「川崎区 No.8」等がある。	【工事中及び供用時】 計画地には、歴史的文化的遺産は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	景観	○	計画地及びその周辺は、業務施設等の高層建築物や住宅等の中高層建築物が混在した市街地である。 景観構成要素としては、低層から中層の集合住宅等、高層の業務施設などの人工的要素に加え、計画地北側には多摩川がみられる。 また、計画地周辺には、「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている六郷橋、多摩川レンガ築堤、稲毛神社、さいわい緑道（旧河原町緑道）、富士見公園、南河原公園等がある。	【供用時】 計画建築物等の存在により、景観や圧迫感の変化が考えられるため、評価項目として選定する。
構造物の影響	日照障害	○	計画地及びその周辺は、業務施設等の高層建築物や住宅等の中高層建築物が混在した市街地である。計画地東側には JR 京浜東北線及び JR 東海道本線の高架もみられる。	【供用時】 計画建築物の存在により、周辺地域に日影の発生による影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○		【供用時】 計画建築物の存在により、周辺地域にテレビ電波受信障害の発生が考えられるため、評価項目として選定する。
	風害	○		【供用時】 計画建築物の存在により、風環境の変化が考えられるため、評価項目として選定する。
コミュニティ施設	コミュニティ施設	○	計画地には、公共施設等は存在しない。 計画地周辺の公共施設等としては、北西側約 130m にキッズガーデン川崎幸町、川崎市子ども発達・相談センター かもみーるさいわい、北西側約 160m に SOMPO ケア ラヴィーレ川崎、南西側約 100m にキッズガーデン川崎幸町小規模園、南西側約 190m にわらべうた幸町保育園、東側約 160m にミラトレ川崎、南東側約 170m に川崎市産業振興会館等がある。	【工事中】 工事中には、既存のコミュニティ施設への影響要因がないことから、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時は、本事業による人口の増加に伴い、周辺地域のコミュニティ施設の利用への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
地域交通	交通安全、交通混雑	○	計画地周辺の主な道路網としては、計画地北側に国道 409 号、東側に国道 15 号（第一京浜）、西側に川崎府中線（主要地方道 9 号）などが通っている。 計画地周辺では、国道 409 号、川崎府中線（主要地方道 9 号）などで道路交通センサスの調査が行われており、令和 3 年度の自動車交通量（平日）は 11,453～25,267 台/12 時間（大型車混入率：16.4～23.9%）である。	【工事中】 工事中には、工事用車両の走行に伴い、計画地周辺地域の交通安全や交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行及び歩行者の往来に伴い、計画地周辺地域の交通安全や交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	地域分断	－		【工事中及び供用時】 本事業では、工事中及び供用時において、地域分断に係る要因はないことから、評価項目として選定しない。

表 3-3 (6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由、または選定しない理由
地形・地質	土砂流出	－	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形で、標高は約 2.3～5.5m である。計画地は、鶴見川と多摩川に挟まれた、低地の扇状地及び氾濫平野で、その周辺は他に砂州・砂丘や盛土地・埋立地などが見られる。</p> <p>計画地及びその周辺の地質は、上から埋め立て地・盛土、第四紀完新世沖積層（砂）、第四紀完新世沖積層（粘土）、第四紀更新世相模層群（砂）、第三紀鮮新世上総層群（泥岩・砂岩・礫岩）の順に堆積している。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、土砂流出を伴うような造成工事や地形改変は行わない。また、土工事中は、仮設沈砂槽等を設置し、土砂を沈殿させたいうえで、既設の公共下水道に放流し、降雨による土砂流出を抑制することから、評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	－		<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、造成等による斜面の形成は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	斜面安定	－		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	－	<p>計画地は事務所ビル、駐車場及び公開空地（歩行者通路）等として利用されている。また、その周辺は、業務施設等の高層建築物や住宅等の中高層建築物が混在した市街地であり、周辺地域の安全に影響を及ぼす可能性のある施設（工場・事業場、研究所等）は存在しない。</p>	<p>【工事中及び供用時】</p> <p>本事業では、高圧ガス、危険物、有害な化学物質等は取り扱わない計画であることから、評価項目として選定しない。</p>

3 環境配慮項目

3.1 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容と計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮し、表3-4に示すとおり、地域環境の保全の見地から配慮を行う項目及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目（以下、「環境配慮項目」という。）を選定した。

表3-4 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定 ○：有 －：無	選定理由、または選定しない理由
有害化学物質	－	本事業では、工事中及び供用時において、有害化学物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	－	本事業では、工事中及び供用時において、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	－	本事業では、工事中及び供用時において、強い電磁波・電磁界を発生する工事及び施設の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	－	本事業では、工事中及び供用時において、著しい影響を及ぼす夜間照明等は行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	本事業では、共同住宅、商業施設を建設するものであり、計画建築物は多数の人間による利用が想定される。地震等の災害発生時には安全の確保が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	供用時において、生物多様性への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	工事中の建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴い、温室効果ガスの排出が考えられることから、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、「温室効果ガス」を評価項目として選定していることから、配慮項目として選定しない。
気候変動の影響への適応	○	工事中及び供用時において、治水・水害対策や暑熱対策が求められることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	－	本事業では、工事中及び供用時において、著しい酸性雨の発生原因物質の排出は行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用が求められることから、環境配慮項目として選定する。

3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての環境配慮方針は、表 3-5 に示すとおりである。

表 3-5 環境配慮方針

選定した環境 配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の一時的な避難の場を確保する。 ・計画建築物は、制振構造により防災性の高い建築物とし、防災設備を整備する。 ・防災備蓄スペース、防災対応トイレを整備し、災害時に計画建築物の従業者や居住者が継続的に留まることのできる環境を整える。
生物多様性	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に緑化を施し、生物の生息・生育環境となる新たな緑を創出する。 ・地域に適した植栽樹種を採用するほか、生物の良好な生息・生育環境として緑の適切な維持管理を行う。 ・隣接街区と連携した一体的な緑化空間を創出し、多摩川の自然環境と調和した都市景観を形成する。 ・生物多様性に関する取組に配慮した緑化空間を形成する。
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働及び工事用車両の走行によるエネルギー使用量を削減し、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 	—
気候変動の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候に備え、避難経路の整備や排水設備等の点検、悪天候時の対応マニュアルの作成等の安全管理を行う。 ・大雨等の悪天候時の作業の中止、猛暑時間における作業の回避を検討する等、作業員の安全確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地に緑化地を確保する等、暑熱対策に努める。 ・緑化等により可能な範囲で人工被覆の改善に努める。 ・浸水時にも避難可能な広場を整備する。 ・計画建築物は、電気設備の浸水対策を講じる。 ・高効率な設備機器の選定等により、人工排熱の低減に努める。
資源	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材は、再生品や再利用が可能な材料の使用に努める。 ・建設廃棄物の発生抑制及び再資源化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の有効利用に努める。 ・共同住宅・商業施設において、資源の有効利用、再利用が図られるよう廃棄物の分別収集の啓発を行う。 ・建築物の長寿命化を図る。

第4章 環境影響評価の 調査、予測及び評価の手法

第4章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

本章では、「第3章 環境影響評価項目の選定等」で環境影響評価項目として選定した16項目について、調査、予測及び評価の手法を示す。

本章の構成は、環境影響評価項目ごとに調査、予測及び評価の手法が対比して見られるよう考慮し、下記に示すとおり整理した。

- ・表は、見開きの左ページ（偶数ページ）と右ページ（奇数ページ）としており、左ページに環境影響評価の項目と調査の手法、右ページに予測及び評価の手法について記載した。
- ・見開きページごとに表の続きを記載した。
- ・環境影響評価の各項目に、必要に応じて参考資料及び関係図面等を掲載した。

計画地及び周辺地域の現況を把握するための調査事項について、その方法等を記載した。

条例環境影響評価準備書において行う予測・評価事項について、その方法等を記載した。

○○○○○		調査		予測		評価	
○	○	(1) 調査項目		(3) 予測・評価項目			
○	○	① ○○○の状況		<工事中>			
		② ○○○の状況		① ○○○に伴う○○○への影響			
		③ ○○○の状況		<供用時>			
		(2) 調査方法等		② ○○○に伴う○○○への影響			
		① ○○○の状況		(4) 予測手法		(5) 評価手法	
		ア 調査目的		<工事中>		<工事中>	
		イ 調査方法		① ○○○に伴う○○○への影響		① ○○○に伴う○○○への影響	
		【既存資料調査】		ア 予測地域・予測地点		ア 環境への影響の回避・低減の観点	
		【現地調査】		イ 予測時期		イ 評価方法	
				ウ 予測方法			
				<供用時>		<供用時>	
				② ○○○に伴う○○○への影響		② ○○○に伴う○○○への影響	
				ア 予測地域・予測地点		ア 環境への影響の回避・低減の観点	
				イ 予測時期		イ 評価方法	
				ウ 予測方法			

-左ページ- -右ページ-

1 地球環境

1.1 温室効果ガス

項目	調査
地球環境 温室効果ガス	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>ア 調査目的 温室効果ガス排出量またはエネルギー使用量に係る原単位を把握し、供用時の温室効果ガス排出量を予測するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開発事業地球温暖化対策等計画書作成マニュアル」(令和6年3月、川崎市) ・「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」(環境省) ・「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」(環境省)等 <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>ア 調査目的 太陽光発電等の導入のため、周辺の建築物・地形等による計画地における日射の遮蔽の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地形図」 ・「住宅地図」等 <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域における地域冷暖房事業等の状況、再生可能エネルギーの導入状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。必要に応じて川崎市関係課へのヒアリング等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「熱供給事業の導入事例」((一社)日本熱供給事業協会ホームページ)等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <供用時> ① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。 ウ 予測方法 事業計画及び既存資料から得られる原単位等をもとに、温室効果ガスの排出量を算出する。 また、標準的な設備と計画設備の効率比や太陽光発電設備の発電量等から削減効率を算出し、温室効果ガスの排出量の削減の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 供用時に発生する温室効果ガスの排出量の削減対策から、温室効果ガスに係る影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」を踏まえて評価する。</p> <p>【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。</p>

項 目	調 査
地球環境 温室効果ガス	<p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日、法律第107号） ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年6月9日、法律第49号） ・「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」 ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（令和4年3月、川崎市） ・「川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」 ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月、閣議決定） ・「地球温暖化対策計画」 ・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成27年7月8日、法律第53号） ・「開発事業地球温暖化対策指針」（一部変更 令和5年3月30日、川崎市） ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等

予 測	評 価

2 大気

2.1 大気質

項 目	調 査
大気質	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大気質の状況 ② 気象の状況 ③ 地形及び地物の状況 ④ 土地利用の状況 ⑤ 発生源の状況 ⑥ 自動車交通量等の状況 ⑦ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺地域の大気質の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>計画地周辺地域の一般局である川崎測定局及び幸測定局、自排局である市役所前測定局、富士見公園測定局及び遠藤町測定局とする（「図 4.2-1 大気質・気象既存資料調査地点位置図」（109 ページ）参照）。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>最新の 1 年間を含む近年 5 年間とする。</p> (エ) 調査方法 <p>以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「大気環境及び水環境の状況等について」（川崎市）等</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>計画地内の 1 地点とする（「図 4.2-2 大気質・気象現地調査地点位置図」（110 ページ）参照）。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>4 季（春季、夏季、秋季、冬季）の各季 7 日間連続とする。</p> (エ) 調査方法 <p>「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号）に基づく「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月、環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示第 25 号）において定められている測定方法に準拠した方法とする。 ・二酸化窒素：化学発光法（JISB7953） ・浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法（JISB7954）</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺地域とし、計画地敷地境界から約 100m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる時期（長期将来濃度は 1 年間、短期将来濃度は 1 時間）とする。</p> <p>ウ 予測方法 予測方法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）に準拠する。拡散式は、有風時（風速 1.0m/s 以上）にはブルーム式、弱風時（風速 0.5m/s 以上 0.9m/s 以下）には弱風パフ式、無風時（風速 0.4m/s 以下）には無風パフ式を用い、建設機械の稼働状況及び気象条件をもとに、長期将来濃度（年平均値及び日平均値）及び短期将来濃度（1 時間値）を予測する。</p> <p>なお、短期将来濃度予測時の気象条件は、大気安定度と風速の組み合わせの中から、最も将来予測濃度が高くなると想定される気象条件を設定する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 工事用車両の主要な走行ルート沿道 4 地点（「図 4.2-3 断面交通量調査地点位置図」（111 ページ）の No.1~4）とする。予測地域は、道路端から 50m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期（ピーク月）とし、その台数が 1 年間続くものとする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う周辺の大気質への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準（108 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う周辺の大気質への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準（108 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
大気	<p>大気質</p> <p>② 気象の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の気象の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>(ア) 調査項目 風向、風速及び大気安定度とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 風向、風速については、計画地周辺地域の一般局である川崎測定局及び幸測定局とする。日射量及び放射収支量については、測定を行っている最寄りの一般局である幸測定局とする（「図 4.2-1 大気質・気象既存調査地点位置図」（109 ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 最新の 1 年間を原則とし、必要に応じて経年変化についても調査する。調査期間の設定にあたっては異常年検定を行うものとする。</p> <p>(エ) 調査方法 以下に示す既存資料を収集、整理し、気象の状況を把握する。 ・「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）等 また、現地調査により得られる結果との相関関係を整理する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 風向及び風速とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 計画地内の 1 地点とする（「図 4.2-2 大気質・気象現地調査地点位置図」（110 ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 4 季（春季、夏季、秋季、冬季）の各季 7 日間連続とする。</p> <p>(エ) 調査方法 「地上気象観測指針」（平成 14 年 7 月、気象庁）に準ずる方法とする。</p> <p>③ 地形及び地物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の大气汚染物質の移流及び拡散に影響を及ぼす地形及び地物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の学校、病院、住宅等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」（川崎市まちづくり局）等</p>

予 測	評 価
<p>ウ 予測方法 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に準拠する。拡散式は、有風時（風速1.0m/sを超える場合）はプルーム式、弱風時（風速1.0m/s以下の場合）はパフ式を用い、工事用車両の走行状況及び気象条件をもとに、長期将来濃度（年平均値及び日平均値）を予測する。</p> <p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 最大着地濃度地点（煙源の風下で出現する地表における最大着地濃度地点）までの距離の2倍程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 熱源施設の規格等から汚染物質排出量を算出し、「① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度」と同様の大気拡散式を用いて長期将来濃度（年平均値及び日平均値）及び短期将来濃度（1時間値）を予測する。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 施設関連車両の主要な走行ルート沿道4地点（「図4.2-3 断面交通量調査地点位置図」（111ページ）のNo.1～4）とする。予測地域は、道路端から50mの範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度」と同様とする。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 冷暖房施設等の稼働に伴う周辺の大気質への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準（108ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う周辺の大気質への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準（108ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項目	調査
大気	<p>⑤ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における工場・事業場等の主要な発生源の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の大気質に影響を及ぼす可能性のある施設等の状況を把握する。</p> <p>⑥ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う大気質への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理し、計画地及びその周辺地域の自動車交通量等の状況を把握する。 ・「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省） ・「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価書」 ・「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書」等</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路構造とする。</p> <p>(イ) 調査地点 工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルート沿道の4地点とする（「図4.2-3 断面交通量調査地点位置図」（111ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間、調査時期 道路交通騒音の現地調査と同時期とし、平日及び休日の各1日24時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測し、平均走行速度を算出する。道路構造は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「環境基本法」 ・「川崎市環境基本条例」（平成3年12月25日、条例第28号） ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月、中央公害対策審議会答申） ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

【参考資料】

<環境基準設定物質>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

表 4.2-1 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

項目		環境目標値	環境基準	指針値*1
二酸化窒素	1時間値の 1日平均値	0.02ppm 以下	0.04ppm～0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下	—
	1時間値	—	—	0.1～0.2ppm
浮遊粒子状物質	1時間値の 1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下	—
	1時間値	—	0.20mg/m ³ 以下	—
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下	—	—

*1：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月、中央公害対策審議会答申）による短期暴露の指針値

出典：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3年3月7次改訂、川崎市）



凡 例






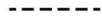
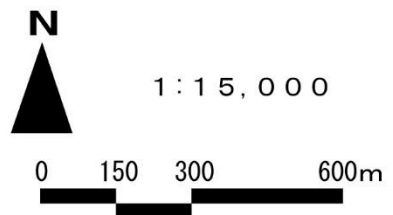
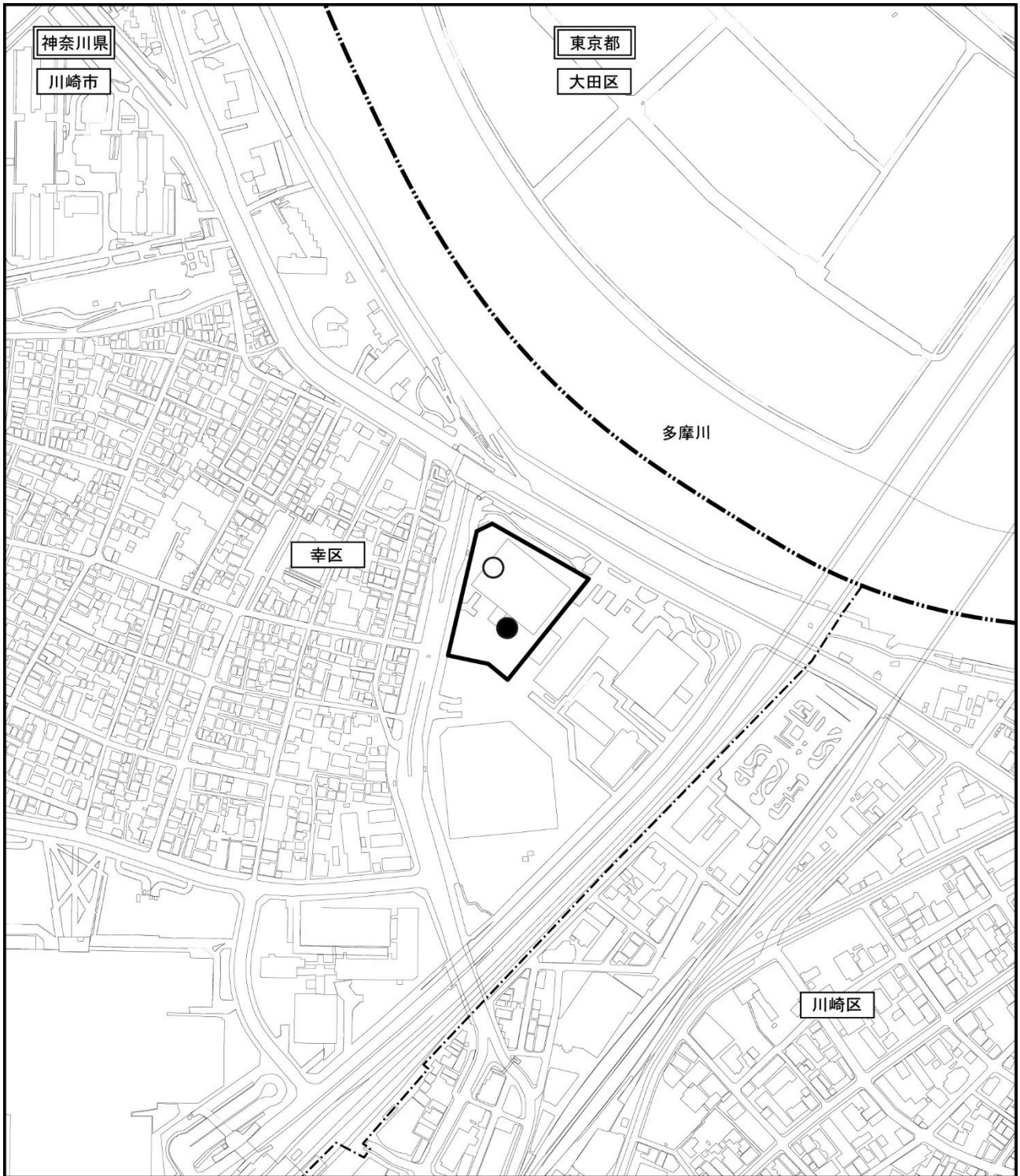
- | | | | |
|---|-----|---|-----------------|
|  | 計画地 |  | 一般環境大気測定局（一般局） |
|  | 都県界 |  | 自動車排出ガス測定局（自排局） |
|  | 市界 | | |
|  | 区界 | | |

図 4.2-1 大気質・気象既存
資料調査地点位置図

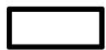


出典：「測定局詳細」（令和7年11月閲覧、川崎市ホームページ）



凡

例



計画地



大気質調査地点



都県界



気象調査地点



区界

図 4.2-2 大気質・気象現地
調査地点位置図



1 : 5,000



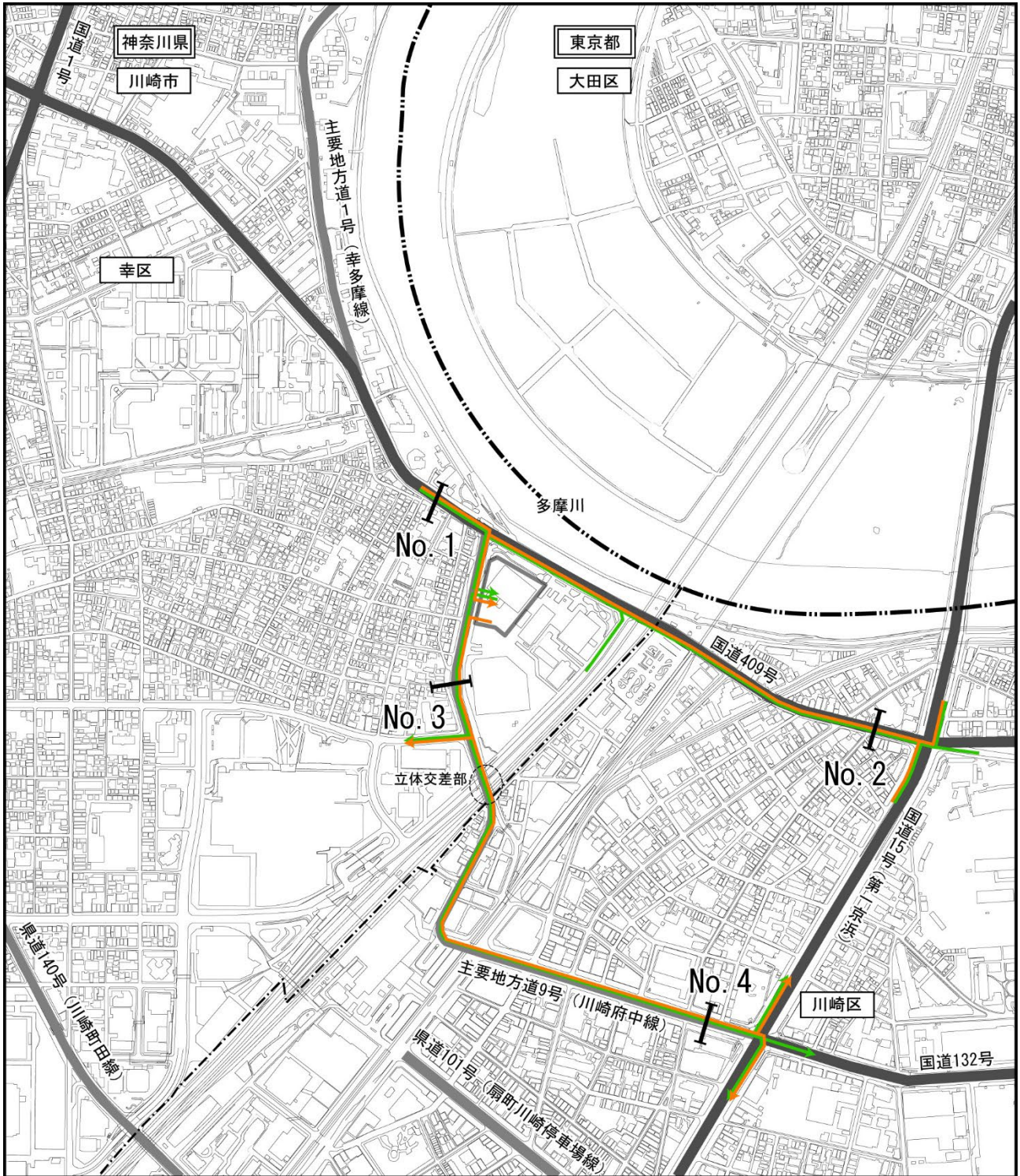
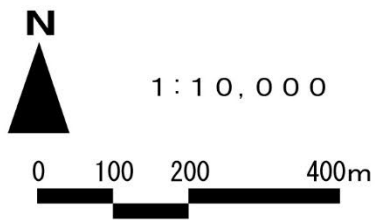


図 4.2-3 断面交通量調査地点位置図

- | 凡 例 | | | |
|-----|----------|--|-------------|
| | 計画地 | | 断面交通量調査地点 |
| | 都県界 | | 工事用車両走行ルート |
| | 区 界 | | 施設関連車両走行ルート |
| | 国道 | | |
| | 主要地方道・県道 | | |

注) 主な幹線道路を通る走行ルートを示す。



3 土壌汚染

3.1 土壌汚染

項	目	調 査
土 壌 汚 染	土 壌 汚 染	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 地歴の状況</p> <p>② 土壌汚染の状況</p> <p>③ 地形、地質等の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 地歴の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における土壌汚染に係る物質の取り扱い状況や、土壌汚染の可能性の状況等を把握し、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・過去の土地利用図 ・下水道法に基づく届出の状況 ・「住宅地図」等</p> <p>② 土壌汚染の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における土壌汚染の有無について把握し、汚染が確認された場合、汚染土壌量や処理・処分の方法を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・計画地内で実施した土壌汚染に係る調査結果 等</p> <p>③ 地形、地質等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の地形、地質及び工作物等の状況について把握し、工事に伴い発生する汚染土壌が及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「地形図」等</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「環境基本法」 ・「土壌汚染対策法」 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法 ア 予測地域・予測地点 計画地とする。 イ 予測時期 工事中とする。 ウ 予測方法 計画地の地歴の状況及び施工計画等の内容に基づき、汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <工事中> ① 汚染のおそれのある土壌の内容及びその処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 汚染のおそれのある土壌の処理・処分方法等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準（114 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・環境基準設定物質：環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。
- ・特定有害物質：人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。
- ・上記以外の物質：生活環境の保全に支障のないこと。

◆土壤汚染に係る関係法令等による基準等

表 4.3-1 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示第46号）

表 4.3-2 ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壤に係る環境基準

項目	土壤に係る環境基準
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境庁告示第68号）

表 4.3-3 土壤汚染対策法に定める指定区域の指定基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日、環境省令第29号）

表 4.3-4 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める規制基準

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウムとして 0.003mg 以下	土壌 1kg につきカドミウムとして 45mg 以下
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアンとして 50mg 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛として 0.01mg 以下	土壌 1kg につき鉛として 150mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロムとして 0.05mg 以下	土壌 1kg につき六価クロムとして 250mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素として 0.01mg 以下	土壌 1kg につき砒素として 150mg 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液 1L につき水銀として 0.0005mg 以下	土壌 1kg につき水銀として 15mg 以下
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	—
PCB	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	—
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	—
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	—
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレンとして 0.01mg 以下	土壌 1kg につきセレンとして 150mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素として 1mg 以下	土壌 1kg につきほう素として 4,000mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素として 0.8mg 以下	土壌 1kg につきふっ素として 4,000mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下	—
ダイオキシン類	—	土壌 1g につきダイオキシン類として 1,000pg-TEQ 以下

出典：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成12年12月1日、規則第128号）

4 騒音・振動・低周波音

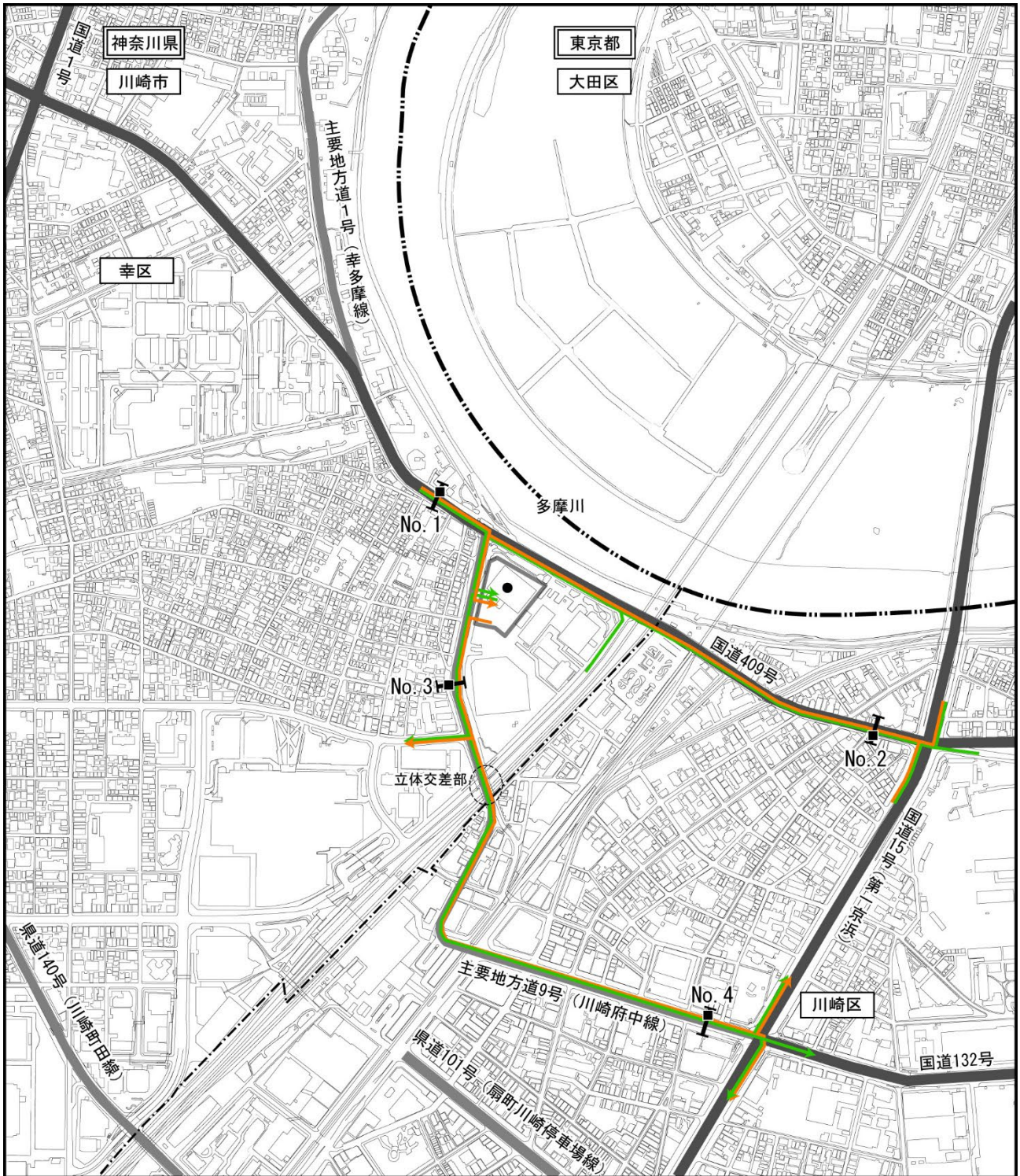
4.1 騒音

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の騒音の状況を把握し、工事中及び供用時に発生する騒音の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 環境騒音及び道路交通騒音とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 環境騒音は、計画地の現況の環境騒音の状況を把握できる地点とし、計画地内の1地点とする（「図4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122ページ）参照）。 道路交通騒音は、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルート沿道の4地点とする（「図4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間、調査時期 平日及び休日の各1日24時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示64号）及び「環境騒音の表示・測定方法」（JISZ8731：2019）において定められている測定方法に準拠した方法とする。</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の騒音の伝搬経路に影響を及ぼすおそれのある地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の騒音の影響について配慮すべき学校、病院、住宅等の分布状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p>











予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺地域とし、計画地敷地境界から約 100m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働に伴う騒音パワーレベルの合成値が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 伝搬理論式（点音源）と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて騒音レベル（L_{A5}）を予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>ア 予測地域・予測地点 工事用車両の主要な走行ルート沿道 4 地点（「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122 ページ）の No.1~4）とする。予測地域は、道路端から約 50m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”」（令和 6 年 4 月、（一社）日本音響学会）に基づき等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う周辺への騒音の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている建設工事に係る騒音の地域別環境保全水準（123 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う周辺への騒音の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている道路に係る騒音の地域別環境保全水準（124 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
騒音・振動・低周波音	<p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における工場・事業場、道路、鉄道等の主要な騒音の発生源の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う騒音の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省） ・「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価書」 ・「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書」等</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路構造とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 道路交通騒音の現地調査地点と同様に、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルート沿道の4地点とする（「図4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間、調査時期 道路交通騒音の現地調査と同時期とし、平日及び休日の各1日24時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測し、平均走行速度を算出する。道路構造は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺地域とし、計画地敷地境界から約 100m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 伝搬理論式（点音源）と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて騒音レベル（L_{A5}）を予測する。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>ア 予測地域・予測地点 施設関連車両の主要な走行ルート沿道 4 地点（「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122 ページ）の No.1~4）とする。予測地域は、道路端から約 50m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”」に基づき等価騒音レベル（L_{Aeq}）を予測する。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 冷暖房施設等の稼働に伴う周辺への騒音の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている工場等に係る騒音の地域別環境保全水準（125 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>④ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う周辺への騒音の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている道路に係る騒音の地域別環境保全水準（124 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

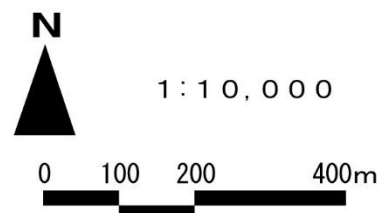


凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-----------------------|
|  | 計画地 |  | 環境騒音・振動調査地点 |
|  | 都県界 |  | 道路交通騒音・振動・地盤卓越振動数調査地点 |
|  | 区界 |  | 断面交通量調査地点 |
|  | 国道 |  | 工事用車両走行ルート |
|  | 主要地方道・県道 |  | 施設関連車両走行ルート |

注) 主な幹線道路を通る走行ルートを示す。

図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図



【参考資料】

<建設工事に係る騒音>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・生活環境の保全に支障のないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

「生活環境の保全に支障のないこと。」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

表 4.4-1 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85dBを 超えないこと	午後7時から 翌日午前7時 までの時間内 でないこと	午後10時から 翌日午前6時 までの時間内 でないこと	10時間を 超えないこと	14時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日 その他の 休日では ないこと

注) 区域の区分は、以下のとおりである。

第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域、用途地域が定められていない地域並びに工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線からおおむね80mまでの区域

第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域

<道路に係る騒音>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・環境基準を超えないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

「環境基準を超えないこと。」とは、道路に面する地域において次のとおりとする。

表 4.4-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})	
	昼間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注1)地域の区分は、以下のとおりである。

A地域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B地域：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注2)この表において、車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq,T})		備考
昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時まで)	
70dB 以下	65dB 以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。

注1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20m

<工場等に係る騒音>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・生活環境の保全に支障がないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

「生活環境の保全に支障がないこと。」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

表 4.4-3 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく事業所に係る
騒音の規制基準

用途地域	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで及び 午後 6 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
工業地域	70dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
工業専用地域	75dB 以下	75dB 以下	65dB 以下
その他の地域	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下

4.2 振動

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の振動の状況を把握し、工事中及び供用時に発生する振動の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 環境振動は、計画地の現況の環境振動の状況を把握できる地点とし、計画地内の1地点とする（「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122 ページ）参照）。 道路交通振動及び地盤卓越振動数は、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルート沿道の4地点とする（「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122 ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間、調査時期 環境振動及び道路交通振動は、平日及び休日の各1日24時間とする。 地盤卓越振動数は、大型車単独走行時とする。</p> <p>(エ) 調査方法 環境振動及び道路交通振動は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府令第58号）及び「振動レベル測定方法」（JISZ8735）において定められている測定方法に準拠した方法とする。 地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている測定方法に準拠した方法とする。</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の振動の伝搬経路に影響を及ぼすおそれのある地盤、地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地形図」 ・「表層地質図」等 <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の振動の影響について配慮すべき学校、病院、住宅等の分布状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺地域とし、計画地境界から約 100m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 建設機械の稼働に伴う基準距離での振動レベルの合成値が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 伝搬理論式と複数振動源による振動レベルの合成式を用いて振動レベル (L₁₀) を予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>ア 予測地域・予測地点 工事用車両の主要な走行ルート沿道 4 地点 (「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」(122 ページ) の No.1~4) とする。予測地域は、道路端から約 50m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両 (大型車) の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」に示される手法に基づき振動レベル (L₁₀) を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 建設機械の稼働に伴う周辺への振動の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている建設工事に係る振動の地域別環境保全水準 (130 ページ) 等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う周辺への振動の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている道路に係る振動の地域別環境保全水準 (130 ページ) 等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における工場・事業場、道路、鉄道等の主要な振動の発生源の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う振動の影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省） ・「川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価書」 ・「（仮称）京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書」等</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路構造とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 道路交通振動の現地調査地点と同様に、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルート沿道の4地点とする（「図4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間、調査時期 道路交通振動の現地調査と同時期とし、平日及び休日の各1日24時間とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて方向別、時間別、車種別（大型車、小型車）に計測する。走行速度は、ストップウォッチを用いて一定区間を走行する車両の走行速度を計測し、平均走行速度を算出する。道路構造は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑥ 関連法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「振動規制法」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>ア 予測地域・予測地点 施設関連車両の主要な走行ルート沿道 4 地点（「図 4.4-1 騒音・振動調査地点位置図」（122 ページ）の No.1~4）とする。予測地域は、道路端から約 50m の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示される手法に基づき振動レベル（L₁₀）を予測する。</p>	<p><供用時></p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う周辺への振動の影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている道路に係る振動の地域別環境保全水準（130 ページ）等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

<建設工事に係る振動>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・生活環境の保全に支障のないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

「生活環境の保全に支障のないこと。」とは、振動レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

表 4.4-4 「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

振動の大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注) 区域の区分は、以下のとおりである。

第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域、用途地域が定められていない地域並びに工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の境界線からおおむね80mまでの区域

第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域

<道路に係る振動>

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

- ・生活環境の保全に支障のないこと。

◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準の具体的な数値等

「生活環境の保全に支障のないこと。」とは、振動レベルが道路の敷地境界線において次のとおりとする。

表 4.4-5 「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から午前8時まで)
第一種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注) 区域の区分は、以下のとおりである。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

5 廃棄物等

5.1 一般廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 一般廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における一般廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況並びに中間処理施設及び最終処分場の状況、リサイクルの状況を把握し、供用時に発生する一般廃棄物について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月2日、法律第110号） ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日、法律第137号） ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日、法律第48号） ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」 ・「廃棄物保管施設設置基準要綱」（平成29年6月改正、川崎市） ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <供用時> ① 施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 計画建築物が住宅の用に供される時期及び事業活動等が定常の状態になる時期とする。 ウ 予測方法 住宅から発生する一般廃棄物の発生量又は排出量は、本事業の計画人口に、「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等から求める排出原単位を乗じて、種類ごとに予測する。商業施設から発生する事業系一般廃棄物の発生量又は排出量は、既存資料による用途ごとの事業系一般廃棄物の種類別・延べ面積あたりの排出原単位に、商業施設の延べ面積を乗じて、種類ごとに予測する。 一般廃棄物の処理・処分方法は、事業計画の内容から予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設の供用に伴い発生する一般廃棄物の種類ごとの発生量又は排出量及び処理・処分方法の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準・資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。</p>

5.2 産業廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>② 撤去建築物等の状況</p> <p>③ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における産業廃棄物の種類別の中間処理施設及び最終処分場の状況、リサイクルの状況を把握し、工事中及び供用時に発生する産業廃棄物について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「令和6年度 川崎市産業廃棄物実態調査報告書」（令和7年3月、川崎市） ・「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等</p> <p>② 撤去建築物等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地に残存する建築物等の規模・構造、石綿含有建材等の使用の可能性等を把握し、解体工事に伴い発生する産業廃棄物について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 撤去建築物の設計図書、フロン類使用機器の設置状況に関する情報等を収集・整理する。</p> <p>③ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省） ・「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」（平成23年3月、環境省） ・「建設副産物適正処理推進要綱」 ・「産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）」（令和5年3月、川崎市） ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」 ・「川崎市産業廃棄物処理指導計画」（令和4年3月、川崎市） ・「大気汚染防止法」 ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p> <p><供用時></p> <p>② 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地とする。</p> <p>イ 予測時期 工事期間全体とする。</p> <p>ウ 予測方法 工事中に発生する産業廃棄物の発生量又は排出量は、既存建築物等及び計画建築物の規模に基づき既存資料の発生原単位を乗じて種類ごとに予測する。 産業廃棄物の処理・処分方法は、施工計画の内容から予測する。</p> <p><供用時></p> <p>② 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地とする。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 商業施設から発生する産業廃棄物の発生量又は排出量は、既存資料による用途ごとの産業廃棄物の種類別・延べ面積当たりの排出原単位に、商業施設の延べ面積を乗じて、種類ごとに予測する。 産業廃棄物の処理・処分方法は、事業計画の内容から予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p><供用時></p> <p>② 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の発生量又は排出量及び処理・処分方法</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量又は排出量及び処理・処分方法の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】</p> <p>◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。</p>

5.3 建設発生土

項	目	調 査
廃棄物等	建設発生土	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域における建設発生土の状況を把握し、工事中に発生する建設発生土について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「建設副産物実態調査結果」(国土交通省)等</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設副産物適正処理推進要綱」 ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」(平成11年3月16日、条例第3号) ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和36年11月7日、法律第191号) ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <工事中> ① 造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法 <工事中> ① 造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 工事期間全体とする。 ウ 予測方法 建設発生土の発生量及び場内利用量は、施工計画の内容から、掘削、切土工事等に伴う発生量と計画地内で利用する量を予測する。 建設発生土の処理・処分方法は、施工計画の内容から予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <工事中> ① 造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法 ア 環境への影響の回避・低減の観点 造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量、場内利用量及び処理・処分方法の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。</p>

6 緑

6.1 緑の質

項	目	調 査
緑	緑 の 質	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 ② 周辺地域の生育木 ③ 潜在自然植生 ④ 生育環境 ⑤ 土地利用の状況 ⑥ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地の現存植生状況及び生育状況を把握し、緑化計画における植栽予定樹種の環境適合性について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>現存植生状況及び生育状況とする。</p> (イ) 調査地域 <p>計画地とする（「図 4.6-1 樹木活力度調査地点位置図」（144 ページ）参照）。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>植物の生育状況を適切に把握することができる時期とし、春から秋（落葉前）にかけての1回とする。</p> (エ) 調査方法 <p>現地踏査により植生タイプの区分及びその分布状況を把握する。また、「造園施工管理—技術編改訂 28 版」（令和 3 年 5 月、（一社）日本公園緑地協会）及び「自然環境アセスメント指針」（平成 2 年 1 月、（社）環境情報科学センター）に基づき、生育木の樹木活力度調査を行う（「参考資料」（145 ページ）参照）。</p> ② 周辺地域の生育木 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺地域の公園等における生育木の樹木活力度を把握し、緑化計画における植栽予定樹種の環境適合性について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>生育木の活力度とする。</p> (イ) 調査地域 <p>計画地周辺地域の 6 ヶ所の公園等（計画地と同様な立地環境特性と考えられる公園等）とする（「図 4.6-1 樹木活力度調査地点位置図」（144 ページ）参照）。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>植物の生育状況を適切に把握することができる時期とし、春から秋（落葉前）にかけての1回とする。</p>

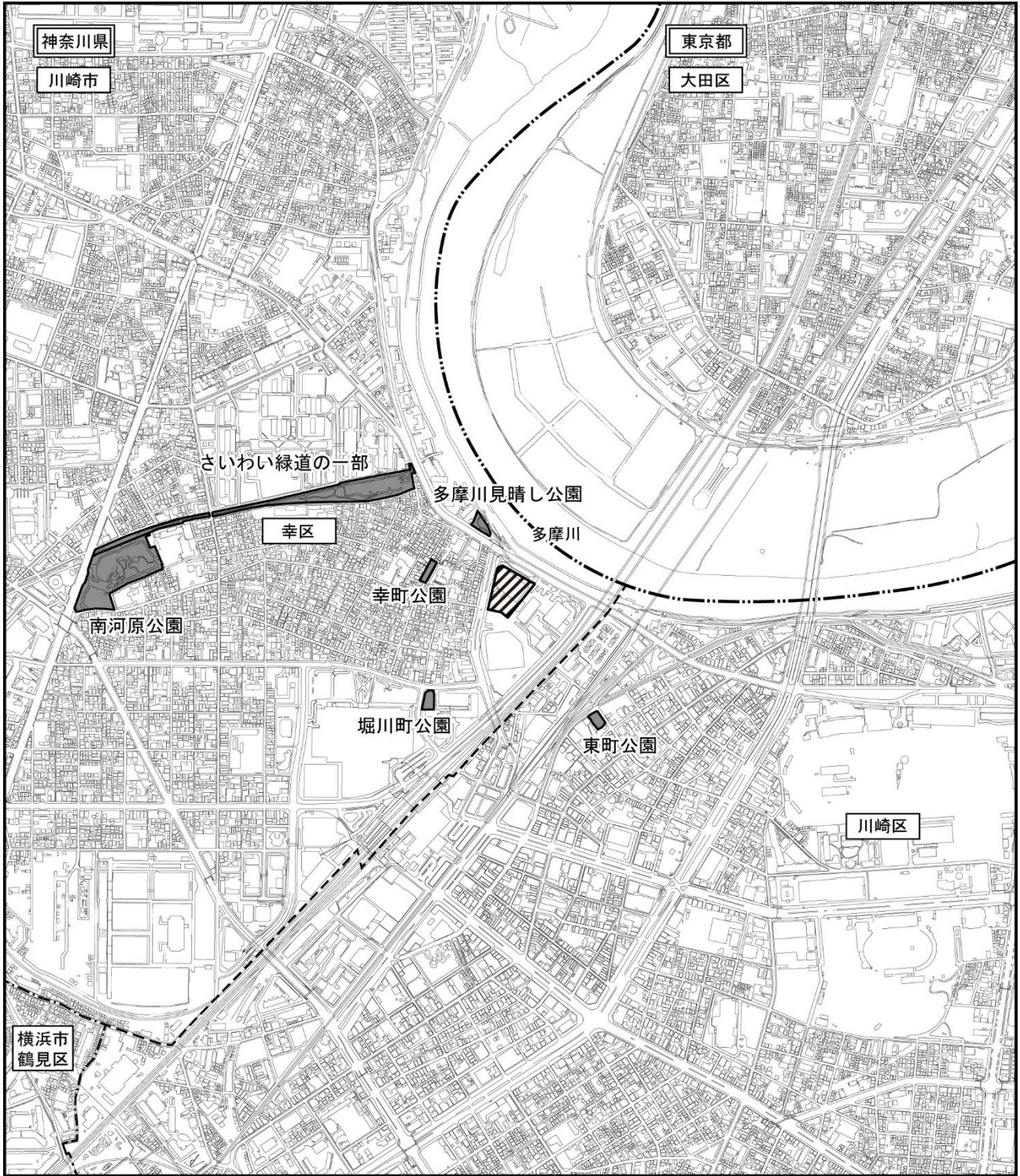
予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性 ② 植栽基盤の必要土壌量</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 工事の完了後一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とする。 ウ 予測方法 現況調査結果及び緑化計画の内容から、「川崎市緑化指針」の樹種の特定や地域特性、潜在自然植生、地域及び立地環境特性（耐風性等）を踏まえ、植栽予定樹種の環境適合性を予測する。 ② 植栽基盤の必要土壌量 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 工事の完了後一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とする。 ウ 予測方法 植栽基盤の必要土壌量は、緑化計画の内容を踏まえ、「川崎市緑化指針」等を参考に植栽基盤の必要土壌量を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 植栽予定樹種の環境適合性 ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業の実施に伴う緑の保全または回復育成の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている緑の質に係る地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 ② 植栽基盤の必要土壌量 ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業の実施に伴う緑の保全または回復育成の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている緑の質に係る地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 【参考資料】 ◆ 「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・ 緑の適切な回復育成を図ること。</p>

項 目	調 査
緑 の 質	<p>(エ) 調査方法 「造園施工管理－技術編改訂 28 版」及び「自然環境アセスメント指針」に基づき、生育木の樹木活力度調査を行う（「参考資料」（145 ページ）参照）。</p> <p>③ 植栽予定樹種 ア 調査目的 緑化計画の内容を整理し、配植や植栽予定の樹木の樹種、樹高、環境特性等を明らかにすることにより、植栽予定樹種の環境適合性及び植栽基盤の必要土壌量について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・緑化計画 ・「川崎市緑化指針」 等</p> <p>④ 潜在自然植生 ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の潜在自然植生を把握し、緑化計画における植栽予定樹種の環境適合性について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「神奈川県における潜在自然植生」（昭和51年3月、神奈川県教育委員会） ・「川崎市および周辺の植生」（昭和56年3月、横浜植生学会）等</p> <p>⑤ 生育環境 ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の緑の生育環境として関連性の高い地形・地質等、日照、潮風等の状況を把握し、緑化計画における植栽予定樹種の環境適合性について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「地形図」等</p>

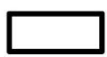



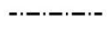
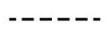
予 測	評 価

項 目	調 査
緑 の 質	<p>⑥ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成11年12月24日、条例第49号） ・「川崎市緑の基本計画」 ・「川崎市緑化指針」 ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

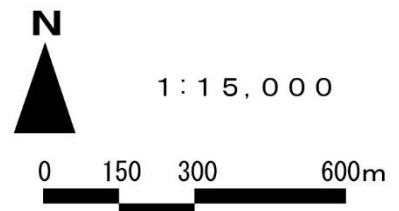


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------------------------|
|  | 計画地 |  | 現存植生状況及び生育状況調査地点 (計画地) |
|  | 都県界 |  | 周辺地域の生育木調査地点 |
|  | 市界 | | |
|  | 区界 | | |

出典：「川崎市公園・緑地等位置図（令和6年度版）」
 （令和7年3月、川崎市建設緑政局）

図 4.6-1 樹木活力度調査地点位置図



【参考資料】

「造園施工管理—技術編改訂 28 版」及び「自然環境アセスメント指針」に示される樹木活力度調査の項目と評価基準、活力度指数の算定方法及び判定方法は、以下に示すとおりである。

表 4.6-1 樹木活力度調査の項目と評価基準

評価項目	評価基準	1 良好、正常なもの	2 普通、正常に近いもの	3 悪化のかなり進んだもの	4 顕著に悪化しているもの
1. 樹勢	生育旺盛なもの		多少影響はあるがあまり目立たない程度	異常が一目でわかる程度	生育劣弱で回復の見込みなしとみられるもの
2. 樹形	自然樹形を保つもの		一部に幾分の乱れはあるが、本来の形に近いもの	自然樹形の崩壊がかなり進んだもの	自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの
3. 枝の伸長量	正常		幾分少ないが、それほど目立たない	枝は短小となり細い	枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある
4. 枝葉の密度	正常、枝および葉の密度のバランスがとれている		普通、1 に比べてやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生が少ない。密度が著しく疎
5. 葉形	正常		少しゆがみがある	変形が中程度	変形が著しい
6. 葉の大きさ	正常		幾分小さい	中程度に小さい	著しく小さい
7. 葉色	正常		やや異常	かなり異常	著しく異常
8. ネクロシス え死—細胞組織の破壊（1 葉面による）	なし		わずかにある	かなり多い	著しく多い

出典：「造園施工管理—技術編改訂28版」（令和3年5月、（一社）日本公園緑地協会）

表 4.6-2 活力度指数の算定方法

単木の場合	特定樹種の場合
$Y = (\sum X_i) / n$	$\bar{Y} = (\sum Y_j) / m$
Y : 樹木活力度指数 X _i : 項目別指数 n : 項目数	\bar{Y} : 特定樹種の平均活力度指数 Y _j : 樹木活力度指数 m : 特定樹種の調査本数

出典：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）

表 4.6-3 活力度指数の判定方法

判定	A	B	C	D
指数	1.00~1.75	1.76~2.50	2.51~3.25	3.26~4.00
状態	1 良好、正常なもの	2 普通正常に近いもの	3 悪化のかなり進んだもの	4 顕著に悪化しているもの

出典：「自然環境アセスメント指針」（平成2年1月、（社）環境情報科学センター）

6.2 緑の量

項 目	調 査
緑 の 量	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>② 緑化計画</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地の緑被の状況を把握し、対象事業の実施による緑の量の変化について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 緑被の状況、緑度及び樹木本数とする。</p> <p>(イ) 調査地域 計画地とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 植物の生育状況を適切に把握することができる時期とし、春から秋（落葉前）にかけての1回とする。</p> <p>(エ) 調査方法 現地踏査により、現存植生の状況を把握する。また、「川崎市環境影響評価等技術指針」で定められた平均緑度の算定方法に基づき、計画地内の平均緑度を算定する（「参考資料」（150 ページ）参照）。</p> <p>② 緑化計画</p> <p>ア 調査目的 緑化計画の内容を整理し、緑被面積、緑被率及び植栽樹木本数を明らかにすることにより、対象事業の実施による緑の量の変化について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・緑化計画 等</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測項目・評価項目 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成 ア 予測地域 計画地とする。 イ 予測時期 工事の完了後一定期間をおき、植栽した樹木が成長した時期とする。 ウ 予測方法 現況調査結果及び緑化計画の内容から、事業の実施に伴う緑被の変化（緑被面積、緑被率）及び全体の緑の構成（樹木本数）について予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 緑被の変化及び全体の緑の構成 ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業の実施に伴う緑の保全及び回復育成の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」や「川崎市緑化指針」に定められている緑の量に係る地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること。</p>

項 目	調 査
緑の量	<p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」 ・「川崎市緑の基本計画」 ・「川崎市緑化指針」 ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・「川崎市環境影響評価等技術指針」等

予 測	評 価

【参考資料】

◆平均緑度の算定方法

平均緑度は、現地調査を実施し、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示されている手法に基づき、表 4.6-4 に示す緑度の区分に応じた指数及び算定式を用いて算出する。

表 4.6-4 緑度の区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分	備考
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地	すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値をもつ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。
4	よく生育した植生地 (二次林、植林、竹林)	良く生育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以上で、良好な植生状態が維持されているもの。
3	やや生育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)	やや生育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの
2	貧弱な植生地	植生状態が貧弱な二次的植生地
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等	人工的な環境又は緑地が極めて少ない土地

出典：「川崎市環境影響評価等技術指針」（令和3年3月7次改訂、川崎市）

<平均緑度の算定式>

$$\text{平均緑度 } (L.G) = \frac{\sum G}{n} \text{ (小数点以下第 2 位を四捨五入する。)}$$

G : 緑度の区分による指数 (メッシュによる。)
n : メッシュの数

◆植栽本数の考え方

植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づき、以下に示す算定式に基づき算出する。

$$\text{植栽本数} = (\text{緑化地面積} + \text{屋上緑化面積}) \times \text{下記の係数 (高・中・低木)}$$

高木 0.08 本/m ²	注) 高木、中木、低木を係数の比率に応じて換算して植栽することもできる。但しそれぞれの数値標準の半数以上は植栽するものとする。
中木 0.16 本/m ²	
低木 0.48 本/m ²	

◆緑被率の算定方法

緑被率は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示されている手法に基づき、以下の算定式を用いて算出する。

<緑被率の算定式>

$$\text{緑被率} = \frac{(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G')}{A} \times 100$$

- A : 指定開発行為に係る面積
 α : 0.06等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合
 ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は $\alpha=0$ とする。
 B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの
 β : 指定開発行為の種類ごとに定める数値(表4.6-5参照)
 G' : 平均緑度係数(表4.6-6参照)

表 4.6-5 指定開発行為の種類ごとに定める数値 (β)

指定開発行為の種類			地区	β	
1	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	(1)	住宅用地の造成	第1種、第2種(近隣商業地域及び商業地域を除く。)、第3種	0.2
		(2)	学校用地施設の造成	第2種(準工業地域を除く。)	0.1
		(3)	市街地再開発事業又は広場等に係る用地の造成及び整備	第1種、第2種、第3種	0.05
		(4)	その他の開発行為	第1種、第3種	0.2
			第2種	0.1	
2	埋立て		第1種、第2種、第3種	0.2	
3	高層建築物の新設		第1種、第2種、第3種	0.1	
4	住宅団地の新設		第1種、第2種(近隣商業地域及び商業地域を除く。)、第3種	0.2	
			第2種(準工業地域を除く。)	0.1	
5	工場又は事業所の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
6	電気工作物の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
7	廃棄物処理施設の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
8	浄水施設の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
9	下水道終末処理場の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
10	商業施設の新設		第1種、第2種、第3種	0.1	
11	研究施設の新設		第1種、第2種、第3種	0.2	
12	大規模建築物の新設		第1種、第2種、第3種	0.1	

注) 太枠部分は、本事業に適用される数値を示す。
 備考
 1. この表において「第1種地区」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域をいう。
 2. この表において「第2種地区」とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
 3. この表において「第3種地区」とは、工業地域及び工業専用地域をいう。
 4. 「第3種地区」のうち工業専用地域における「5 工場又は事業所の新設」、「6 電気工作物の新設」、「7 廃棄物処理施設の新設」、「11 研究施設の新設」については、 $\beta=0.1$ とする。
 5. 「7 廃棄物処理施設の新設」について、指定開発行為の要件のうち焼却能力のみが該当する場合を除く。

表 4.6-6 平均緑度係数 (G')

平均緑度 (L.G)	5.0~4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2		
平均緑度係数 (G')	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17		
3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0~1.0
0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

出典:「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年3月7次改訂、川崎市)

7 景観

7.1 景観、圧迫感

項目	調査
景観、圧迫感	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域景観の特性 ② 代表的な眺望地点からの景観 ③ 圧迫感の状況 ④ 土地利用の状況 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域景観の特性 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺地域の地域景観の特性を把握し、計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>主要な景観の構成要素及びこれらの構成要素が一体として有している特性とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>計画地及びその周辺地域とする。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>計画地及びその周辺地域の地域景観の特性が把握できる時期とする。</p> (エ) 調査方法 <p>現地踏査による。</p> ② 代表的な眺望地点からの景観 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺地域の代表的な眺望地点について、当該地点の状況、景観の特徴、眺望領域、計画地からの距離等を把握し、計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>代表的な眺望地点からの景観とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>計画地の可視性や利用特性及び景観資源を考慮し、計画地周辺地域の 11 地点とする（「表 4.7-1 眺望景観調査地点」（156 ページ）、「図 4.7-1 眺望景観調査地点位置図」（157 ページ）、「写真 4.7-1 (1)・(2) 眺望景観調査地点からの眺望の状況」（158,159 ページ）参照）。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>計画地及びその周辺地域の景観の状況が把握できる時期とする。</p> (エ) 調査方法 <p>現地踏査及び写真撮影による。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><供用時></p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地及びその周辺地域とする。</p> <p>イ 予測時期 工事の完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 事業計画と計画地及びその周辺地域の土地利用の状況から本事業の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度を予測する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 現地調査と同様の 11 地点とする（「表 4.7-1 眺望景観現地調査地点」（156 ページ）、「図 4.7-1 眺望景観調査地点位置図」（157 ページ）、「写真 4.6-1 (1)・(2) 眺望景観調査地点からの眺望の状況」（158,159 ページ）参照）。</p> <p>イ 予測時期 工事の完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況の眺望写真に供用時の完成予想図を合成してフォトモンタージュを作成する方法により、眺望の変化の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度性</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業の実施に伴う施設が存在が景観に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 本事業の実施に伴う施設が存在が景観に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】</p> <p>◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。

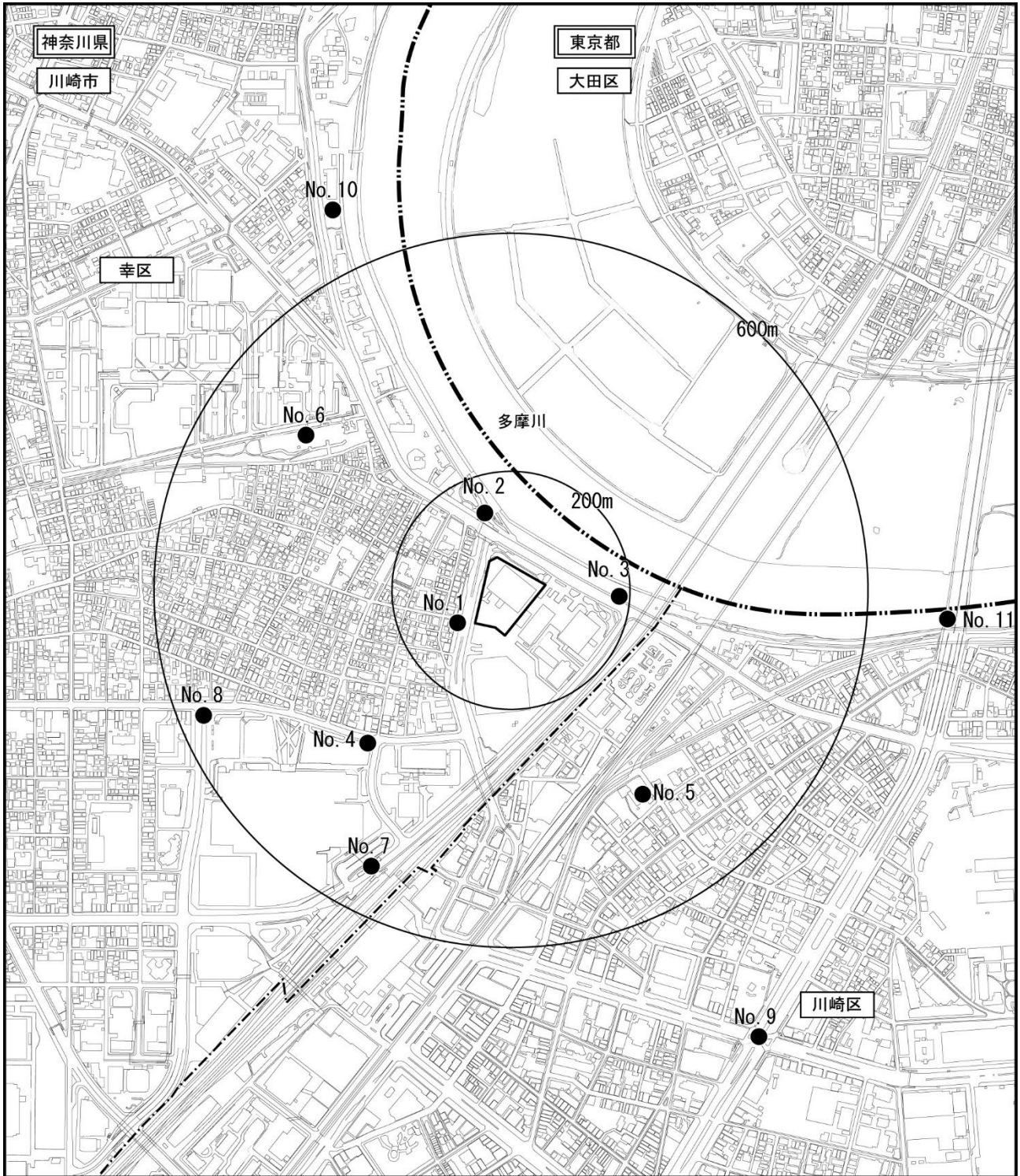
項目	調査
景観、圧迫感	<p>③ 圧迫感の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域における既存建築物等から受ける圧迫感の状況を把握し、計画建築物の出現に伴う圧迫感の変化の程度について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 圧迫感の状況とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 計画地周辺の4地点とする（「表 4.7-2 圧迫感現地調査地点」（159 ページ）、「図 4.7-2 圧迫感調査地点位置図」（160 ページ）参照）。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 圧迫感の状況が適切に把握できる時期において1回実施する。</p> <p>(エ) 調査方法 天空写真を撮影し、形態率を算出する。</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>(ア) 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(ア) 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(イ) 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「景観法」（平成16年6月18日、法律第110号） ・「川崎市都市景観条例」（平成6年12月26日、条例第38号） ・「川崎市景観計画」 ・「多摩川景観形成ガイドライン」（平成20年3月、川崎市） ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>③ 圧迫感の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 現地調査と同様の4地点とする（「表4.7-2 圧迫感調査地点」（159ページ）、「図4.7-2 圧迫感調査地点位置図」（160ページ）参照）。</p> <p>イ 予測時期 工事の完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 撮影した天空写真に計画建築物の画像を合成し、形態率を算出することにより、計画建築物の出現による圧迫感の変化の程度を予測する。</p>	<p>③ 圧迫感の変化の程度</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物は、計画地周辺地域の圧迫感を低減するよう外壁の色、形態等を検討することから、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】</p> <p>◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・生活環境の保全に支障のないこと。</p>

表 4.7-1 眺望景観調査地点

区分	No.	地点名	選定した理由	距離*1	標高
近景域	1	幸町2丁目 交差点	交差点を往来する人が計画地方向を眺望できる地点	約100m	約2m
	2	多摩川見晴し 公園	公園を利用する人が計画地方向を眺望できる地点	約140m	約6m
	3	多摩川堤防上 歩道	多摩川堤防上の歩道を利用する人や、「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている多摩川レンガ築堤を訪れる人が計画地方向を眺望できる地点	約180m	約6m
中景域	4	女躰神社前 交差点	交差点を往来する人が計画地方向を眺望できる地点	約350m	約2m
	5	東町公園	公園を利用する人が計画地方向を眺望できる地点	約410m	約2m
	6	さいわい緑道	「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられているさいわい緑道を利用する人が計画地方向を眺望できる地点	約430m	約2m
	7	ラゾーナ川崎 プラザデッキ	J R川崎駅を利用する人が計画地方向を眺望できる地点	約520m	約8m
	8	中幸町3丁目 交差点	交差点を往来する人が計画地方向を眺望できる地点	約560m	約2m
遠景域	9	川崎ハロー ブリッジ	川崎ハローブリッジを往来する人が計画地方向を眺望できる地点	約860m	約7m
	10	戸手4丁目 公園	公園を利用する人が計画地方向を眺望できる地点	約710m	約6m
	11	六郷橋	「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている六郷橋を往来する人が計画地方向を眺望できる地点	約740m	約10m

*1：距離は、計画地中心から調査地点までの距離を示す。

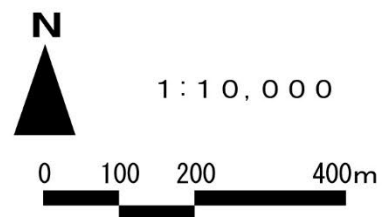


凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区界

- 景観調査地点
- No. 1 : 幸町2丁目交差点
- No. 2 : 多摩川見晴し公園
- No. 3 : 多摩川堤防上歩道
- No. 4 : 女衾神社前交差点
- No. 5 : 東町公園
- No. 6 : さいわい緑道
- No. 7 : ラゾーナ川崎プラザデッキ
- No. 8 : 中幸町3丁目交差点
- No. 9 : 川崎ハローブリッジ
- No. 10 : 戸手4丁目公園
- No. 11 : 六郷橋

図 4.7-1 眺望景観調査地点位置図



No. 1 幸町2丁目交差点（距離：約100m）



No. 2 多摩川見晴し公園（距離：約140m）



No. 3 多摩川堤防上歩道（距離：約180m）



No. 4 女躰神社前交差点（距離：約350m）



No. 5 東町公園（距離：約410m）



No. 6 さいわい緑道（距離：約430m）



撮影日：令和7年5月9日

写真 4.7-1 (1) 眺望景観調査地点からの眺望の状況

No. 7 ラゾーナ川崎プラザデッキ（距離：約 520m）



No. 8 中幸町 3 丁目交差点（距離：約 560m）



No. 9 川崎ハローブリッジ（距離：約 860m）



No. 10 戸手 4 丁目公園（距離：約 710m）



No. 11 六郷橋（距離：約 740m）

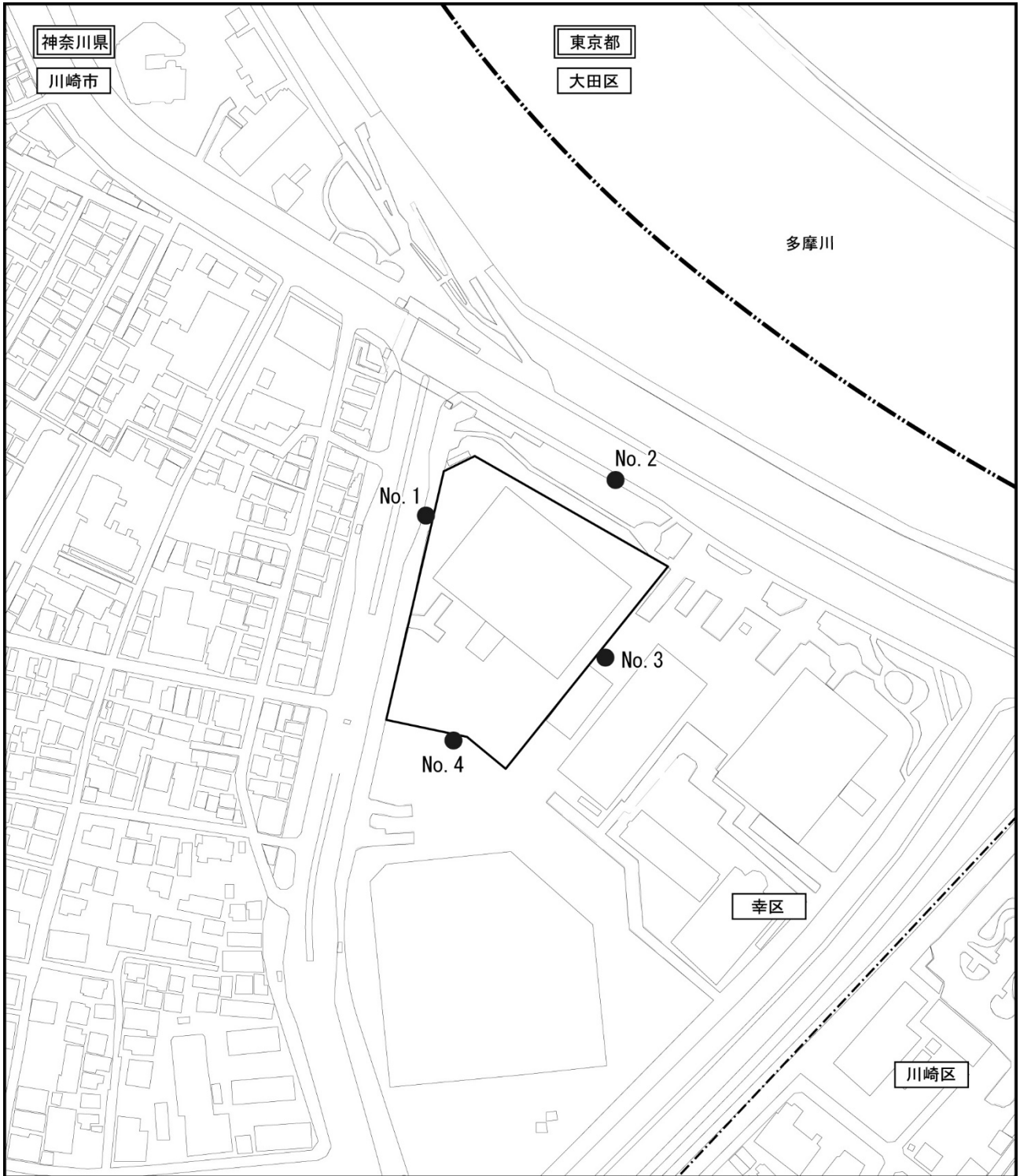


撮影日：令和7年5月9日

写真 4.7-1 (2) 眺望景観調査地点からの眺望の状況

表 4.7-2 圧迫感調査地点

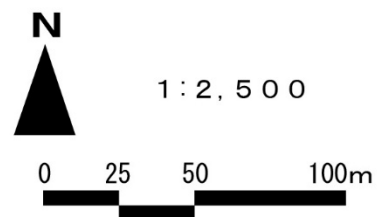
No.	選定した理由
1	計画建築物の北西側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
2	計画建築物の北東側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
3	計画建築物の南東側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点
4	計画建築物の南西側壁面による圧迫感が大きくなると予想される地点



凡 例

- 計画地
- 圧迫感調査地点
- 都県界
- 区界

図 4.7-2 圧迫感調査地点
位置図



8 構造物の影響

8.1 日照阻害

項目	調査
構造物の影響	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 日照阻害の状況</p> <p>② 地形の状況</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 日照阻害の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域の日影が生ずることによる影響に特に配慮すべき施設等の分布状況について把握し、計画建築物の存在に伴う日影の程度について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>(ア) 調査項目 計画地及びその周辺地域に日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等（学校、病院、住宅、指定文化財、幼稚園、保育園、福祉施設等）の分布とする。</p> <p>(イ) 調査地域 計画建築物の完成後において、冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までの間に日影が生じると想定される地域とする。</p> <p>(ウ) 調査方法 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「主な市の施設」（川崎市ホームページ） ・「川崎区ガイドマップ」（川崎市川崎区役所） ・「さいわいガイドマップ」（川崎市幸区役所）等</p> <p>② 地形の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の日影の発生形態に影響を生ずると考えられる地形の状況について把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域の日影の発生形態に影響を及ぼすと考えられる既存建築物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料等を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」 ・「住宅地図」 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><供用時></p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 調査地域と同様とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了時期の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。関係法令等により規制される高さの水平面においては、等時間日影図を作成する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 調査地域と同様とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了時期の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 時刻別日影図及び等時間日影図をもとに、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における計画建築物により日影となる時刻及び時間数等を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物による日照障害が計画地周辺地域に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 計画建築物による日照障害が計画地周辺地域の特に配慮すべき施設等に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】</p> <p>◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住環境に著しい影響を与えないこと。

項 目	調 査
構造物の影響	<p>日照障害</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」 ・「都市計画図」（川崎市まちづくり局）等</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「建築基準法」 ・「川崎市建築基準条例」（昭和35年9月9日、条例第20号） ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

8.2 テレビ受信障害

項目	調査
構造物の影響 の受信障害	<p>(1) 調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ① テレビ電波（地上波）の受信状況 ② テレビ電波の送信の状況 ③ 高層建築物及び住宅等の分布状況 ④ 地形、工作物の状況 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① テレビ電波（地上波）の受信状況 <ol style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺地域のテレビ電波の受信状況を把握し、計画建築物の存在に伴うテレビ受信障害について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>テレビ受信画質の状況（地上デジタル放送）、テレビ電波の強度の状況（地上デジタル放送）、共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>調査地域は、対象事業の実施によりテレビ受信障害を生じると想定される地域とし、本事業の規模等の事業特性及び地域のテレビ受信状等を勘案し、理論計算式に基づき影響の及ぶ範囲を算出し設定する。</p> <p>調査地点は、調査地域内の住居の分布状況を考慮して適切に設定する。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>テレビ電波の状況を適切に把握できる時期とする。</p> (エ) 調査方法 <p>受信画質及びテレビ電波の強度は、「建築物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）（改訂版）」（平成 30 年 6 月、（一社）日本 CATV 技術協会）等に定める方法に基づき、電波測定車により路上調査を行う。共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態は、現地踏査により確認する。</p> ② テレビ電波の送信の状況 <ol style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺地域のテレビ電波の送信状況を把握し、計画建築物の存在に伴うテレビ受信障害について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料を収集・整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル中継局開局情報」（総務省ホームページ） ・「テレビ放送用電波の周波数一覧」（（一社）映像情報メディア学会ホームページ） ・「衛星放送の現状」（総務省） ・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKテクノロジーズ編） 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測項目・評価項目 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲 ア 予測地域・予測地点 予測地域は、調査地域と同様とする。 予測地点は、調査地点を勘案し、変化するテレビ電波の状況を適切に把握し得る地点とする。 イ 予測時期 工事完了時期とする。 ウ 予測方法 「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）（改訂版）」等に基づく理論計算式により予測する。 また、既存の共聴設備等の状況やケーブルテレビへの加入状況等を踏まえて、対象事業の実施によりテレビ受信障害の影響を受ける可能性のある住居等の棟数についても予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① テレビ受信障害（地上デジタル放送、衛星放送）の程度及び範囲 ア 環境への影響の回避・低減の観点 対象事業の実施により発生するテレビ受信障害が計画地周辺地域の生活環境に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。</p>

項目	調査
構造物の影響	<p>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域のテレビ電波に影響を及ぼすおそれのある既存の高層建築物及びテレビ受信障害を受けることが予想される地域の住宅等の分布状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」 ・「住宅地図」等</p> <p>④ 地形、工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域のテレビ電波の受信状況に影響を及ぼすと考えられる地形、工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

予 測	評 価
<p>(3) 予測項目・評価項目 <供用時> ① 風向・風速の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 風向・風速の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度 ア 予測地域・予測地点 予測地域は、対象事業の実施により風の状況に変化を及ぼすと想定される地域とし、計画建築物の最高高さの 2 倍程度とする。 予測地点は、計画地及び周辺地域において、風環境に配慮すべき施設の状況等を勘案し、変化する風の状況を適切に把握し得る地点とする。 イ 予測時期 工事完了時期とする。 ウ 予測方法 風洞実験により、計画建築物及び計画地周辺建築物による風環境の変化について予測する。必要に応じて防風対策後も予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 風向・風速の状況、それらの変化する地域の範囲及び変化の程度並びに年間における風速の出現頻度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 対象事業の実施が計画地及びその周辺地域の風環境に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。 【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・生活環境の保全に支障のないこと。</p>

項目	調査
構造物の影響	<p>② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況</p> <p>ア 調査目的 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 計画地及びその周辺地域の風の影響に特に配慮すべき施設等の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理する。 ・「主な市の施設」(川崎市ホームページ) ・「川崎区ガイドマップ」(川崎市川崎区役所) ・「さいわいガイドマップ」(川崎市幸区役所) 等</p> <p>③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の風環境に影響を及ぼすと考えられる建築物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等 ・「住宅地図」等</p> <p>④ 地形の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の風向・風速に影響を及ぼすと考えられる地形の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査を行う。 ・「地形図」等</p> <p>⑤ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図(川崎区、幸区)」等</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

9 コミュニティ施設

9.1 コミュニティ施設

項目	調査
コミュニティ施設	<p>(1) 調査項目</p> <p>① コミュニティ施設の状況</p> <p>② 土地利用の状況</p> <p>③ コミュニティ施設に係る計画等</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① コミュニティ施設の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺地域のコミュニティ施設の状況を把握し、対象事業の実施が周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査の手法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>(ア) 調査項目</p> <p>a 義務教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び中学校の位置、通学区域 ・小学校及び中学校の児童・生徒数、学級数、教室数の現状 ・小学校及び中学校の児童・生徒数、学級数の推移と将来推計 <p>b 集会施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会の区域、加入世帯数 ・集会施設の位置 <p>c 公園等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の位置、種類、面積及び分布状況 <p>(イ) 調査地域・調査地点</p> <p>a 義務教育施設 計画地が属する小・中学校の通学区域の範囲とする。</p> <p>b 集会施設 計画地が属する自治体若しくは町内会の範囲とする。</p> <p>c 公園等 計画地周辺地域とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 コミュニティ施設の状況が適切に把握できる期間・時期とする。</p> <p>(エ) 調査方法 以下に示す既存資料の収集・整理する。必要に応じて川崎市関係課等へのヒアリングを行う。</p> <p>a 義務教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市立学校統計調査結果（速報値）」（川崎市教育委員会） ・「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー市立小中学校通学区域図」（川崎市ホームページ）等 <p>b 集会施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「町内会・自治会一覧」（川崎市全町内会連合会・各区町内会連合会ホームページ） ・「くらしのガイド」（幸区ホームページ、川崎区ホームページ）等 <p>c 公園等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎の公園」（川崎市建設緑政局ホームページ） ・「川崎市公園・緑地等位置図」（川崎市建設緑政局）等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目 <供用時> ① 対象事業がコミュニティ施設に及ぼす影響の程度</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時> ① 対象事業がコミュニティ施設に及ぼす影響の程度 ア 予測地域 調査地域と同様とする。 イ 予測時期 計画建築物が住宅の用に供される時期とする。 ウ 予測方法 (7) 義務教育施設 川崎市教育委員会による小・中学校施設の推計資料に、事業計画に基づいて増加する児童・生徒数を加算し、義務教育施設の収容能力への影響を予測する。 (イ) 集会施設 集会施設の位置等を事業計画と重ねあわせることにより、既存の集会施設への影響を予測する。 (ウ) 公園等 公園等の位置等を事業計画と重ねあわせることにより、既存の公園等への影響を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時> ① 対象事業がコミュニティ施設に及ぼす影響の程度 ア 環境への影響の回避・低減の観点 供用時の人口の増加が周辺のコミュニティ施設に及ぼす影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。 イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】 ◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 ・生活環境の保全に支障のないこと。</p>

項 目	調 査
コ ミ ユ ニ テ ィ 施 設	<p>② 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p> <p>③ コミュニティ施設に係る計画等</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域のコミュニティ施設に係る計画等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「新校設置に関する情報」（川崎市教育委員会ホームページ） ・「川崎駅周辺地区のまちづくり」（令和5年3月、川崎市） ・川崎市のまちづくりや教育に係る整備計画 等</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

10 地域交通

10.1 交通安全、交通混雑

項目	調査
地域交通 交通安全、 交通混雑	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 日常生活圏等の状況</p> <p>② 道路の状況</p> <p>③ 交通安全の状況</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>⑤ 道路等に係る計画等</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 日常生活圏等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の教育施設及び通学路の状況、公共施設の状況及び公共交通機関の状況等を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料の収集・整理する。必要に応じて川崎市教育委員会へのヒアリング等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー市立小中学校通学区区域図」等 <p>② 道路の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の道路の状況及び自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に係る影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路台帳」 ・「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」(国土交通省) ・「川崎新!アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価書」 ・「(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書」等 <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、歩行者交通量、道路構造、主要交差点の交通処理状況(信号現示、滞留長・渋滞長、飽和交通流率、交通規制の状況)とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 自動車交通量は、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の主要な走行ルートを検討し、6交差点とする(「図 4.10-1 自動車交通量調査地点位置図」(184 ページ)参照)。 歩行者交通量は、計画地周辺の5地点とする(「図 4.10-2 歩行者交通量調査地点位置図」(185 ページ)参照)。 主要交差点の交通処理状況は、自動車交通量と同じ6交差点とする(「図 4.10-1 自動車交通量調査地点位置図」(184 ページ)参照)。</p>

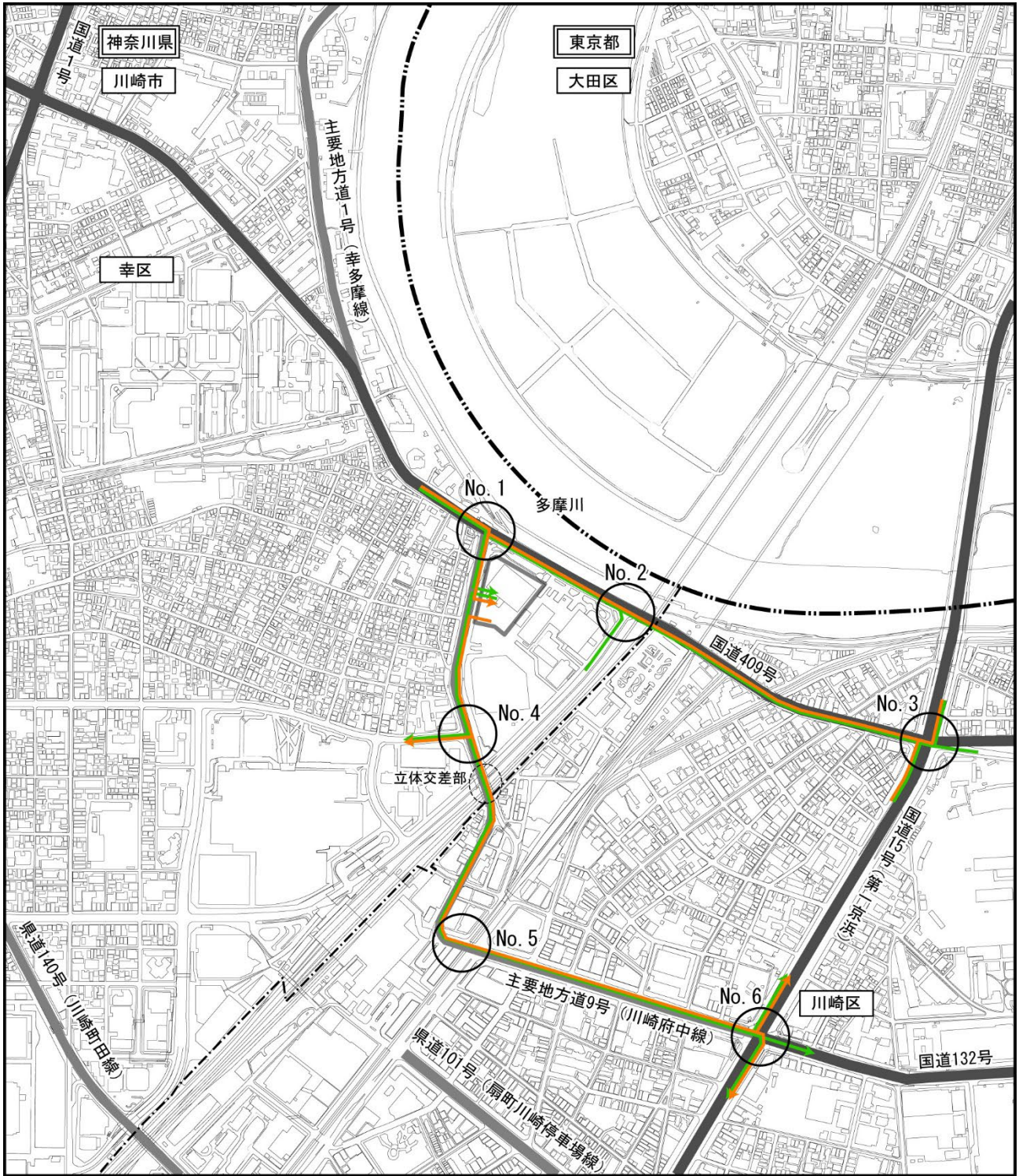
予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響</p> <p><供用時></p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響</p> <p>③ 歩行者の往来による交通安全に係る影響</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、工事用車両の主要な走行ルートとし、交通混雑については、主要な走行ルート上の6交差点(No.1~6)とする(「図4.10-1 自動車交通量調査地点位置図」(184ページ)参照)。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両の走行台数(日台数)が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 交通安全については、交通安全施設の設置状況等と施工計画の内容から、歩行者に対する交通安全の状況を定性的に予測する。 交通混雑については、現地調査結果や周辺開発計画等から予測時期の将来一般交通量を算出し、工事用車両の走行台数を付加することで工事中交通量を算出する。その交通量をもとに、「平面交差の計画と設計 基礎編-計画・設計・交通信号制御の手引-」(平成30年11月、(一社)交通工学研究会)に基づき、交差点需要率及び混雑度を予測する。</p> <p><供用時></p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 予測地域は、施設関連車両の主要な走行ルートとし、交通混雑については、主要な走行ルート上の6交差点(No.1~6)とする(「図4.10-1 自動車交通量調査地点位置図」(184ページ)参照)。</p> <p>イ 予測時期 事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う周辺地域の交通安全及び交通混雑に係る影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準(181ページ)等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p><供用時></p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全・交通混雑に係る影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う周辺地域の交通安全及び交通混雑に係る影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準(181ページ)等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項目	調査
地域交通安全、交通混雑	<p>(ウ) 調査期間・調査時期 平日、休日各1日の午前6時～午後10時とする。 飽和交通流率は交通量のピーク時間帯4時間程度とする。</p> <p>(エ) 調査方法 自動車交通量は、ハンドカウンターを用いて、交差点を通過する車両台数を方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。 歩行者交通量は、ハンドカウンターを用いて、断面を通過する歩行者数を方向別、時間別、種類別（歩行者、自転車）に計測する。 信号現示は、ストップウォッチ計測による。 滞留長・渋滞長は、目視観測により、各流入部の赤信号終了時の待ち行列末尾車両の位置（滞留長）と、その末尾車両が次の青信号で通過できずに流入部に滞留している位置（渋滞長）を10m単位で計測する。 飽和交通流率は、10台以上の待ち行列台数があるサイクルを対象とし、ストップウォッチを用いて、先頭から3台目の車両が停止線を通過してから、待ち行列が途切れない状態で最後に通過した車両が停止線を通過するまでの時間を計測する。 道路構造及び交通規制の状況は、現地踏査による。</p> <p>③ 交通安全の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の交通安全施設の状況及び交通事故の発生状況を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う交通安全への影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 交通安全施設の設置状況及び交通事故の発生状況とする。</p> <p>(イ) 調査地域・調査地点 工事用車両及び施設関連車両の主要な走行ルートとなる路線のうち、計画地周辺地域の区間とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 交通安全の状況を適切に把握できる時期とする。</p> <p>(エ) 調査方法 交通安全施設の設置状況は、現地踏査により把握する。 交通事故の発生状況は、以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「交通事故統計情報のオープンデータ」（警察庁ホームページ）等</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料等を収集・整理する。 ・「土地利用現況図（川崎区、幸区）」等</p>

予 測	評 価
<p>ウ 予測方法</p> <p>交通安全については、交通安全施設の設置状況や通学路の状況等と事業計画の内容から、歩行者に対する交通安全の状況を定性的に予測する。</p> <p>交通混雑については、現地調査結果や周辺開発計画等から予測時期の将来一般交通量を算出し、施設関連車両の走行台数を付加することで将来交通量を算出する。その交通量をもとに、「平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引－」に基づき、交差点需要率及び混雑度を予測する。</p> <p>③ 歩行者の往来による交通安全に係る影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>計画地周辺の5地点とする（「図 4.10－2 歩行者交通量予測地点位置図」（185ページ）参照）。</p> <p>イ 予測時期</p> <p>事業活動等が定常の状態になる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>現地調査結果や周辺開発計画等から将来の歩行者基礎交通量を設定し、本事業の歩行者数を付加することで将来歩行者交通量を算出する。その交通量をもとに「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」（平成 26 年 6 月、国土交通省）に基づき、歩道のサービス水準を予測する。</p>	<p>③ 歩行者の往来による交通安全に係る影響</p> <p>ア 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>歩行者の往来による周辺地域の交通安全に係る影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>イ 評価方法</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を参考に評価の指標を設定し、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び現況調査による計画地周辺の地域特性を勘案して評価する。</p> <p>【参考資料】</p> <p>◆「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全に支障のないこと。

項 目	調 査
地域交通、交通安全、交通混雑	<p>⑤ 道路等に係る計画等</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺地域の道路等に関する計画等を把握し、工事中の工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に係る影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す既存資料の収集・整理する。必要に応じて川崎市関係課へのヒアリング等を行う。 ・対象事業との関連が想定される交通計画や道路計画等 等</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価

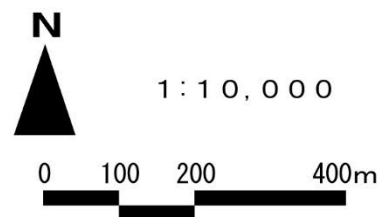


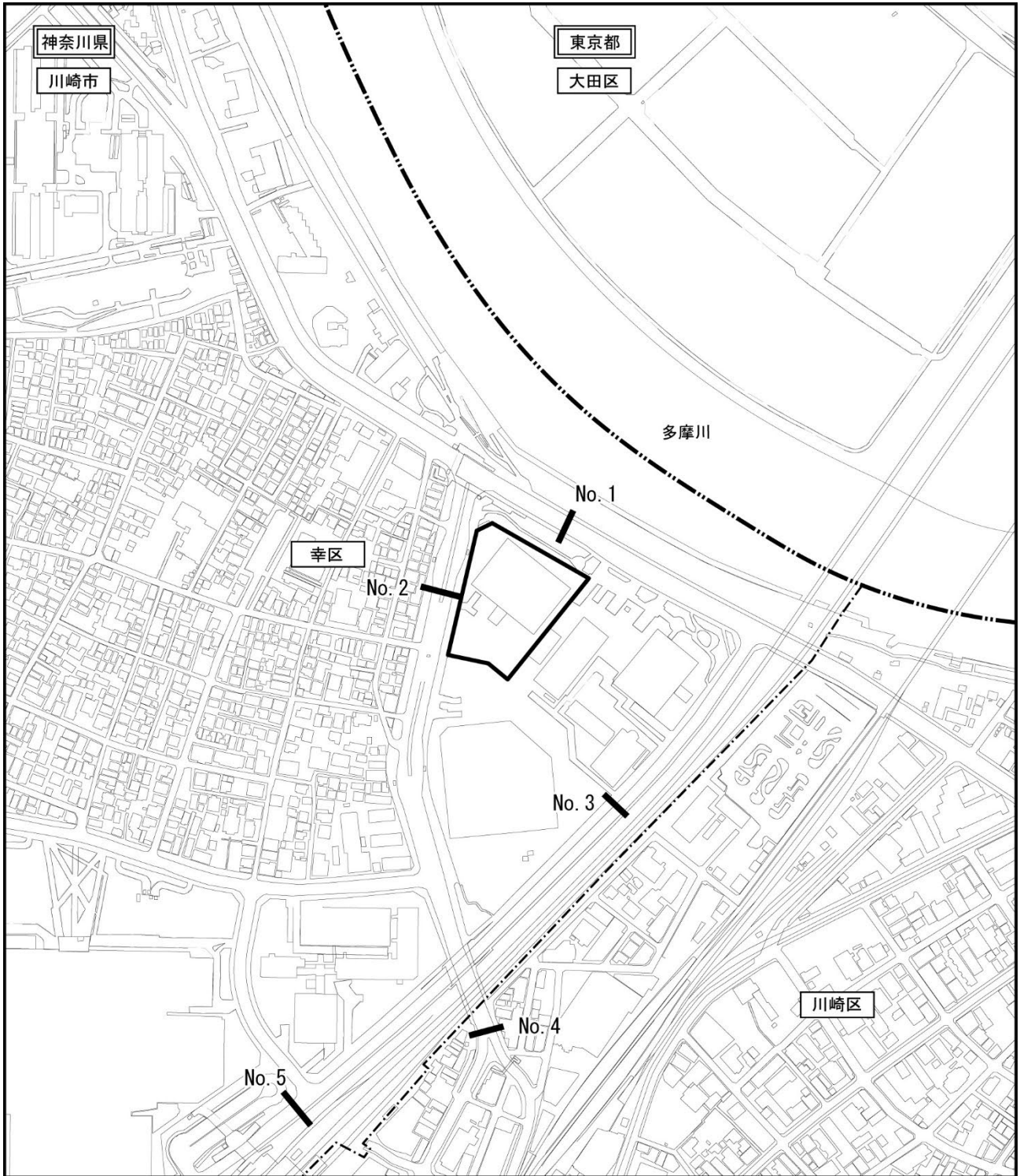
凡 例

- 計画地
 - 都県界
 - 区界
 - 国道
 - 主要地方道・県道
 - 工事用車両走行ルート
 - 施設関連車両走行ルート
 - 自動車交通量調査地点
- No. 1 : 幸町交番前交差点
 No. 2 : 堀川町交差点
 No. 3 : 競馬場前交差点
 No. 4 : 幸町交差点
 No. 5 : 川崎駅前東交差点
 No. 6 : (仮称) 稲毛公園前交差点

注) 主な幹線道路を通る走行ルートを示す。

図 4.10-1 自動車交通量調査地点位置図

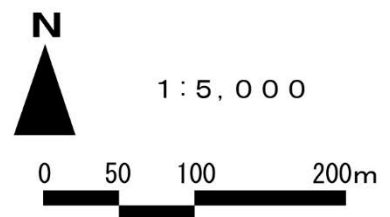




凡 例

- 計画地
- 歩行者交通量調査地点
- 都県界
- 区界

図 4.10-2 歩行者交通量調査
地点位置図



第5章 関係地域の範囲

第5章 関係地域の範囲

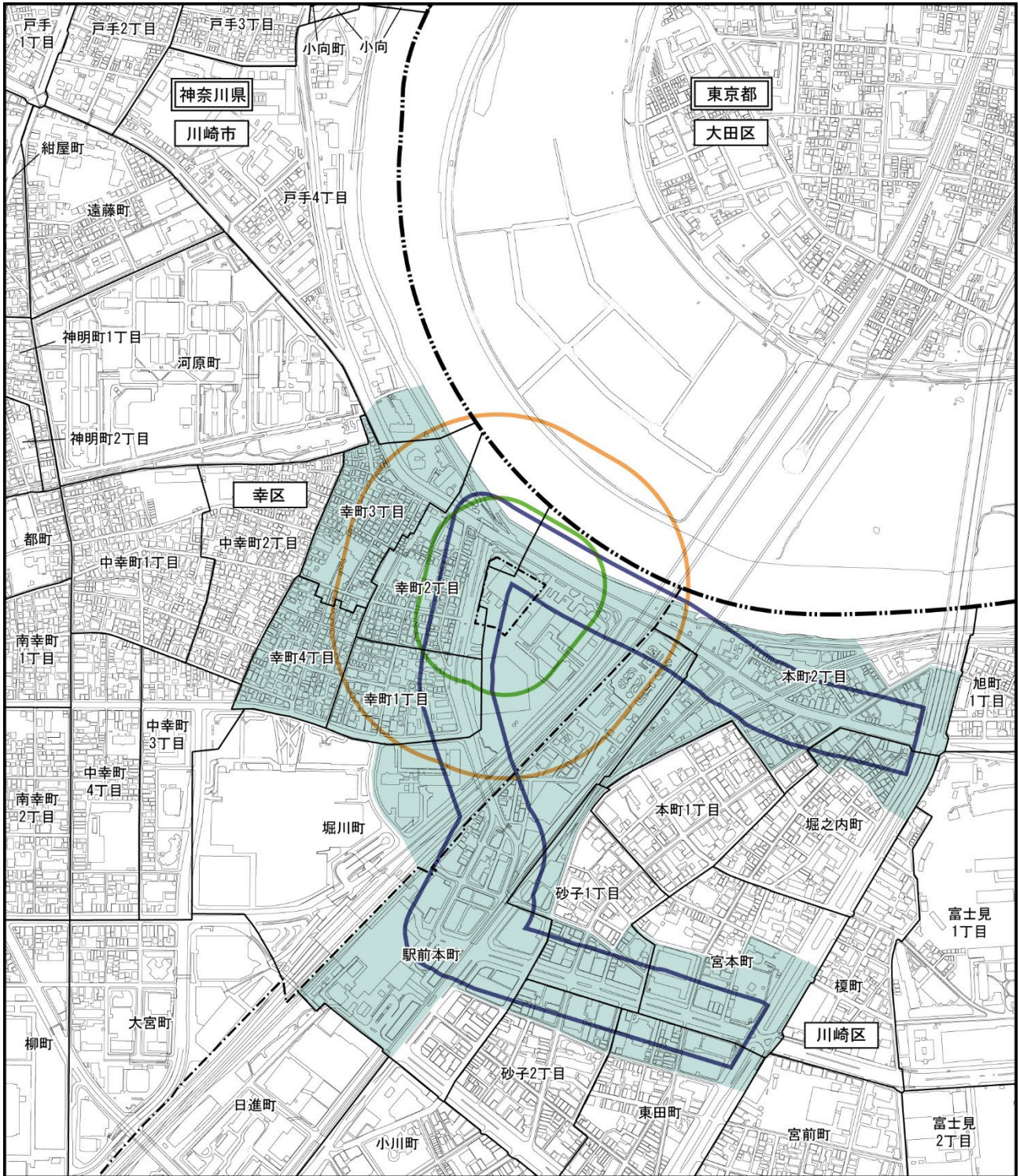
関係地域は、条例環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）段階において本事業により影響を受けると想定される範囲とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・ 建設機械の稼働に伴い、大気汚染物質、騒音、振動による影響が及ぶと予想される範囲（計画地の敷地境界から 100m 程度の範囲）
- ・ 計画建築物により、風害が及ぶと予想される範囲（計画地の敷地境界から計画建築物の最高高さの 2 倍程度（約 240m）の範囲）
- ・ 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行に伴い、大気汚染物質、騒音、振動による影響が及ぶと予想される範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両等の主要な走行ルート沿道の 50m 程度の範囲）

関係地域は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 関係地域の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	幸区	堀川町、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、幸町 3 丁目、幸町 4 丁目、戸手 4 丁目 上記町丁の全域または一部
	川崎区	駅前本町、砂子 1 丁目、砂子 2 丁目、東田町、宮本町、堀之内町、 本町 2 丁目 上記町丁の一部



凡 例



- | | | | |
|---|-----|---|----------------------------------|
|  | 計画地 |  | 関係地域 |
|  | 都県界 |  | 計画地敷地境界から100mの範囲 |
|  | 区界 |  | 計画地敷地境界から計画建築物の最高高さの2倍(約240m)の範囲 |
|  | 町丁界 |  | 工事用車両及び施設関連車両の主要な走行ルート沿道の50mの範囲 |

図 5-1 関係地域範囲図



第6章 その他

第6章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な主な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な主な許認可等の種類は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 必要な主な許認可等

根拠法令	許認可等の種類
都市計画法第 12 条の 5	地区計画
建築基準法第 6 条	建築物の建築等に関する申請及び確認
景観法第 16 条	建築物の建築等の届出

2 条例方法書の作成者及び業務受託者の名称及び住所

2.1 条例方法書の作成者

名 称：京浜急行電鉄株式会社
代表者：取締役社長 川俣 幸宏
住 所：神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 8 号

2.2 業務受託者

名 称：株式会社東急設計コンサルタント
代表者：取締役社長 澁谷 宗彦
住 所：東京都目黒区中目黒三丁目 1 番 33 号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

名 称：京浜急行電鉄株式会社
住 所：神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 8 号
電 話：045-225-9773

4 参考とした資料の目録

- (1) 「川崎市空中写真 垂直写真」(令和 6 年 1 月、川崎市)
- (2) 「川崎駅周辺総合整備計画」(平成 28 年 3 月改定、川崎市)
- (3) 「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (4) 「川崎都市計画都市再開発の方針」(令和 7 年 3 月、川崎市)
- (5) 「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(令和 7 年 3 月、川崎市)
- (6) 「川崎市都市計画マスタープラン 全体構想」(平成 29 年 3 月、川崎市)
- (7) 「川崎市都市計画マスタープラン 幸区構想」(令和 3 年 8 月、川崎市)
- (8) 「川崎市大気データ」(川崎市環境局ホームページ)
- (9) 「測定局詳細」(川崎市ホームページ)
- (10) 「治水地形分類図」(国土交通省ホームページ)
- (11) 「土地分類基本調査(垂直調査)」(国土交通省ホームページ)
- (12) 「川崎市地震被害想定調査報告書」(平成 25 年 3 月、川崎市)
- (13) 「川崎市ゆれやすさマップ」(川崎市ホームページ)
- (14) 「令和 5 年度 水環境データ集」(令和 7 年 4 月、川崎市)
- (15) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー浸水実績図」(川崎市ホームページ)
- (16) 「川崎市洪水ハザードマップ(幸区版)」(令和 4 年 10 月、川崎市)
- (17) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー地盤情報(地質図集)」(川崎市ホームページ)
- (18) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー水環境情報(水辺地マップ)」(川崎市ホームページ)
- (19) 「令和 5 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 6 年 12 月、神奈川県)
- (20) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー多摩川植生調査」(川崎市ホームページ)
- (21) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー生き物マップ」(川崎市ホームページ)
- (22) 「生物多様性かわさき戦略」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)
- (23) 「町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)
- (24) 「川崎市の経済ー令和 3 年経済センサスー活動調査結果(確報)ー」(令和 6 年 2 月、川崎市)
- (25) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー都市計画情報(用途地域等)」(川崎市ホームページ)
- (26) 「まちマップおおた」(大田区ホームページ)
- (27) 「土地利用現況図(川崎区、幸区) 令和 2 年度 川崎市都市計画基礎調査」(令和 5 年 11 月、川崎市まちづくり局)
- (28) 「東京都土地利用現況図(建物用途別・区部) 令和 3 年度」(令和 7 年 11 月、東京都都市整備局)

- (29) 「川崎駅周辺地区のまちづくり」(令和5年3月、川崎市ホームページ)
- (30) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー都市計画情報(地区計画)」(川崎市ホームページ)
- (31) 「手続実施一覧」(川崎市ホームページ)
- (32) 「平成17年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市ホームページ)
- (33) 「平成22年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市ホームページ)
- (34) 「平成27年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市ホームページ)
- (35) 「令和3年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市ホームページ)
- (36) 「川崎市統計書 令和6年(2024年)版」(令和7年3月、川崎市)
- (37) 「川崎市バス 路線図」(川崎市ホームページ)
- (38) 「路線図・乗り場案内」(川崎鶴見臨港バスホームページ)
- (39) 「東急バス 高津営業所所管路線図」(東急バスホームページ)
- (40) 「東急バス 荏原営業所所管路線図」(東急バスホームページ)
- (41) 「川崎市景観計画」(平成30年12月改定、川崎市)
- (42) 「主な市の施設」(川崎市ホームページ)
- (43) 「川崎市立小学校一覧表・川崎市立中学校一覧表」(川崎市教育委員会ホームページ)
- (44) 「病院名簿」(川崎市ホームページ)
- (45) 「ここ de サーチ」(子ども・子育て支援情報公表システム)
- (46) 「認定保育所一覧」(川崎市ホームページ)
- (47) 「高齢者施設のご案内」(川崎市ホームページ)
- (48) 「障害者施設情報」(川崎市ホームページ)
- (49) 「川崎区ガイドマップ」(川崎市ホームページ)
- (50) 「川崎市公園・緑地等位置図(令和6年度版)」(令和7年3月、川崎市建設緑政局)
- (51) 「川崎の公園」(川崎市建設緑政局ホームページ)
- (52) 「ガイドマップかわさきー川崎市地図情報システムー都市計画情報(その他の土地規制)」(川崎市ホームページ)
- (53) 「令和6(2024)年度大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月、川崎市)
- (54) 「令和6(2024)年度 大気環境及び水環境の状況等について」(令和7年7月、川崎市)
- (55) 「平成29年度 環境局事業概要ー公害編ー」(平成30年2月、川崎市)
- (56) 「平成30年度 環境局事業概要ー公害編ー」(平成31年2月、川崎市)
- (57) 「令和元年度 環境局事業概要ー公害編ー」(令和2年2月、川崎市)
- (58) 「令和2(2020)年度 環境局事業概要ー公害編ー」(令和3年3月、川崎市)
- (59) 「令和3(2021)年度 環境局事業概要ー公害編ー」(令和4年2月、川崎市)
- (60) 「令和4(2022)年度 環境局事業概要ー公害編ー」(令和5年3月、川崎市)
- (61) 「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和6年3月、川崎市)
- (62) 「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組」(令和7年3月、川崎市)
- (63) 「区域の指定」(川崎市ホームページ)

- (64) 「地盤情報 市内の標高」(川崎市ホームページ)
- (65) 「造園施工管理－技術編改訂 28 版」(令和 3 年 5 月、(一社) 日本公園緑地協会)
- (66) 「自然環境アセスメント指針」(平成 2 年 1 月、(社) 環境情報科学センター)
- (67) 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和 3 年 3 月 7 次改訂、川崎市)

本書で使用している地図は、国土地理院発行の基盤地図情報 縮尺レベル 2500 をもとに、必要に応じて一部加工して、使用しています。

